

- 一、從業者雇入制限令
- 二、從業者雇入制限令第一條第一號ノ職業指定

一八、從業者雇入制限

一八、從業者雇入制限

一、從業者雇入制限令

(昭和十四年三月三十日
勅令第百二十六號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者(以下從業者ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基テ雇入制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

- 一、年齢十六年以上五十年未満ノ男子ニシテ引續キ三月以上他人ニ雇備セラレテ厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事セザルモノ
- 二、年齢十六年以上五十年未満ノ男子ニシテ引續キ三月以上他人ニ雇備セラレテ前號ノ職業ニ従事シ本令施行後ニ於テ其ノ雇備ヲ終了シ且其ノ雇備終了シタル日ヨリ厚生大臣ノ指定スル學校卒業者タル者ニ在リテハ一年、其ノ他ノ者ニ在リテハ六月ヲ經過セザルモノ
- 三、引續キ三月以上工場事業場技能者養成令ノ養成工(以上養成工ト稱ス)タル者
- 四、引續キ三月以上養成工タリシ者ニシテ養成工タラザルニ至リタル日ヨリ六月ヲ經過セザルモノ

第二條 工場又ハ事業場ニ於テ使用スル爲從業者ヲ雇入レントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條第一號又ハ第三號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ現ニ就業スル地ノ所轄職業紹介所長ノ、前條第二號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ雇傭終了ニ至ル迄前條第一號ノ職業ニ從事シタル地ノ所轄職業紹介所長ノ、前條第四號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ養成工タラザルニ至ル迄就業シタル地ノ所轄職業紹介所長ノ認可ヲ受クベシ前條第一號ノ職業ニ從事セシムル爲從業者ヲ雇入レントスル者亦同ジ

第三條 職業紹介所長前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第四條 第二條ノ認可ニ關シ必要アル場合ニ於テハ同條ノ職業紹介所長及雇入ニ依リ従事者ノ就業スベキ地ノ所轄職業紹介所長ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場若ハ事務所ニ臨檢セシメ業務ノ狀況若ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第五條 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ從業者ヲ吏員トシテ採用スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル從業者ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、群守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ群守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス 但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參 照)

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法抄錄

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

二、從業者雇入制限令第一條第一號ノ職業指定告示

(昭和十四年四月十日)
厚生省告示第六十號

五四〇

- 一、採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
鑛山技術者
- 二、金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
冶金技術者
- 三、電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發電機若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣技術者
- 四、有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電報裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣通信技術者
- 五、陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機、化機若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
機械技術者

- 六、航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)
航空技術者
- 七、造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
造船技術者
- 八、有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
化學技術者
- 九、製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
木工技術者
- 十、金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
金屬試驗工
- 十一、物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
實驗工
- 十二、陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機、化機、自動機、起機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
機械検査工
- 十三、レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
レンズ検査工
- 十四、原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
試運轉工

五四一

- 十五、化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 十六、石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）
- 十七、炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク）
- 十八、炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 十九、炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二十、鑛物ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）
- 二十一、鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二十二、鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ從事スルモノヲ除ク）
- 二十三、鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（大割夫ヲ含ム）
- 二十四、鉄鑛又ハフエロアロイノ製鍊作業（熱風炉操作ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二十五、鋼ノ製鍊作業（造塊及焙鑄ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ

分 析 工
採 炭 工
坑 内 運 炭 夫
炭 坑 支 柱 夫
機 械 選 炭 夫
採 鑛 夫
鑛 山 支 柱 夫
坑 内 運 轉 夫
機 械 選 鑛 夫
製 鉄 工
製 鋼 工

- 二十六、非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業（造塊作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二十七、鑛物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ從事スルモノ
- 二十八、金屬加熱炉ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二十九、金屬ノ溶、鍊、棒、管、條、板又ハクイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三十、鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業（ダイカスト鑄造作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三十一、鍛冶又ハ鍛造ノ作業（プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及又物製造鍛冶ヲ除ク）ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三十二、金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三十三、現圖展開作業又ハ型板取（現圖木型作）作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三十四、船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業（機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三十五、鉄燒、當盤、鉄打等ノ鍛鍊作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三十六、コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

非 鐵 金 屬 製 鍊 工
金 屬 熔 融 工
操 炉 工
壓 延 伸 張 工
鑄 物 工
鍛 工
熱 處 理 工
現 圖 工
撓 鐵 工
鉄 打 工
填 隙 工

三十七、電気又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ焼切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

三十八、汽機、水機、煙突、復水器等ノ鋼板製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

三十九、剪断機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

四十、造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (船臺大工ヲ含ム)

四十一、主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (ブリキ職及鋼打物職ヲ含ム)

四十二、主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

四十三、主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

四十四、鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (第三十號乃至第四十三號ニ屬スルモノヲ除ク)

四十五、金屬加工ノ爲メ管及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

四十六、普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多数バイト旋盤、機筒旋盤、正副旋盤、堅旋盤、専門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

四十七、タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十四
 熔接工
 製罐工
 剪断工
 鐵木工
 板金工
 金屬プレス工
 銅工
 錫工
 錫書工
 旋盤工
 タレット工

四十八、中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

四十九、研磨盤、ラツプ盤、鏡出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十、ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十一、平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十二、形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十三、フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十四、齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十五、工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (第四十六號乃至第五十四號ニ屬スルモノヲ除ク)

五十六、切削工具、剪断工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類 (度量衡法ニ依ラザルモノ) ネット切用補助工具、其ノ他ノ工具、鋸、鋸又ハ双物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十七、主トシテ鋸、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業 (簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム) ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十八、電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五十九、電氣通信機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

中グリ工
 研磨工
 ボール盤工
 平削工
 形削工
 フライス工
 齒切工
 特殊機械工
 工具仕上工
 仕上工
 電氣組立工
 電氣通信機組立工

五四五

六十、度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

六十一、原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

六十二、航空機ノ仕上、組立、組裝、調整、又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

六十三、自動車ノ仕上、組立、組裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

六十四、艦船ノ組裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

六十五、電線又ハ電纜ノ被覆、組裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

六十六、金屬ノ熱線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

六十七、電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

六十八、電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

六十九、手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

七十、鋸物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

精密組立工
機械組立工
航空機組立工
自動車工
組裝工
電線被裝工
巻線工
絶縁工
目盛工
木型工

七十一、艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)

七十二、木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

七十三、火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マツヲ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)

七十四、彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

七十五、炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

七十六、蓄電池、漏電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)

七十七、金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

七十八、光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、ワイルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

七十九、レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒指、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

木造船工
火藥工
火工
電極工
電池工
ルツボ工
特殊ガラス工
光學ガラス工

- 八 十、飛行場ニ於テ航空機及其ノ附属品ノ點檢、分解、調整、補修、手
入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従
事スルヲ業トスルモノ
 - 八 十一、製圖又ハ寫圖ノ技術的作業（設計ノ補助作業ヲ含ム）ニ従事スル
ヲ業トスルモノ
 - 八 十二、作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事
スルヲ業トスルモノ
 - 八 十三、電氣通信電線路（空中線ヲ含ム）ノ建設、保繕又ハ屋內配線工事
ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 - 八 十四、電氣通信機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスル
モノ
 - 八 十五、電線架設、電路敷設、保繕、屋內配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従
事スルヲ業トスルモノ
 - 八 十六、電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 - 八 十七、汽罐ノ鑄造又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 - 八 十八、原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スル
ヲ業トスルモノ
 - 八 十九、起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
 - 九 十、熔鑄炉、平炉、熔融炉、加熱炉、窯業用窯其ノ他ノ工業用炉窯又
ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 航空機整備員
製 圖 手
企 劃 手
通 信 電 路 工
通 信 電 機 工
電 力 電 路 工
電 力 電 機 工
汽 罐 工
機 械 運 轉 工
起 重 機 運 轉 工
築 炉 工

- 九 十一、保温材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 - 九 十二、帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業（鋸及鎖
ノ取附作業ヲ含ム）ニ従事スルヲ業トスルモノ
 - 九 十三、潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 保 溫 工
鋼 具 工
潛 水 夫

- 一、工場事業場技能者養成令
- 二、工場事業場技能者養成令施行規則
- 三、工場事業場技能者養成令ニ依ル事業ノ指定
- 四、工場事業場技能者養成令施行規則ニ依ル養成工ノ比率
附、青年學校令ニ依リ就業セシムベキ者ノ就業時間ニ關スル法律
- 五、工場事業場技能者養成令施行細則

一九 工場事業場技能者養成

一九、工場事業場技能者養成

一、工場事業場技能者養成令

(昭和十四年三月三十日勅令第三百三十一號)

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ事業主(以下事業主ト稱ス)ハ技能者ノ養成ヲ爲スベシ 但シ第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一、年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場
二、年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者(以下養成工ト稱ス)ノ員數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 養成工ハ事業主ニ雇傭セララルル養成開始ノ際年齢十四年以上十七年未満ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス

事業主ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五條 事業主ハ養成工ニ對シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

第六條 養成工ノ養成期間ハ三年トス
前項ノ養成期間ハ養成ニ關スル施設ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

養成ニ必要ナル時數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第七條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
第八條 厚生大臣戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム）ニ際シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對シ短期ノ養成期間ニ依ル技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主ニ對シ前五條ノ規定ニ依ル技能者養成ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第九條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ對シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ズル事ヲ得
前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十條 他ノ法令ニ於テ就業時間ニ關スル規定アルトキハ養成工ノ養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ養成ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス
第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ爲ニ必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得
第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 厚生大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ

於テ補助金ヲ交付ス
厚生大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス
損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依
リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛
山監督局長トス

第十七條 本令中厚生大臣又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總
督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス
本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事
業ニ付テハ臺灣總督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋
群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

二、工場事業場技能者養成令施行規則

(昭和十四年四月四日
厚生省令第三號)

第一條 工場事業場技能者養成令(以下令ト稱ス)ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ
工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第二條 令第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ
所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

一、工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

二、工場又ハ事業場ノ事業ノ種類

三、現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二
條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數

四、現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ
依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職種別員數

五、現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職種別員數

六、技能者ノ養成ヲ爲スコト困難ナル理由

第三條 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタ

ル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ヨリ、三月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ノ翌年ヨリ毎年四月ニ於テ之ヲ開始スベシ、但シ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特ニ養成開始ノ時期ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得ク員數(以下告示員數ト稱ス)以上トス

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場又ハ事業場ニ付毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ノ二倍ヲ超エザル範圍内ニ於テ定ムルコトヲ得

一、年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スルモノ
二、實習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ
毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ關員アルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始スベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル員數ニ其ノ關員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス

第五條 令第二條ノ事業主(以下事業主ト稱ス)前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數ノ養成工ノ養成ヲ開始スルコト困難ナルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ全部又ハ一部ニ付養成ヲ

開始セザルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一、第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二、前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數中養成ヲ開始スルコト困難ナル員數
- 三、養成ヲ開始スルコト困難ナル理由

第六條 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認メタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ養成工ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ養成工ヲ廢止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ミナシト認メタル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第七條 養成開始後養成工ノ員數ニ關員ヲ生ジタルトキハ其ノ關員ヲ生ジタル時期ガ養成開始後三月以内ノ場合ニ限り之ヲ補充スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ養成工ノ關員ヲ補充スルトキハ關員ヲ生ジタル後遲滞ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス

第八條 事業主養成開始後養成工ノ全部又ハ一部ノ員數ニ付養成ヲ繼續スルコト困難トナリタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一、第二條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項
- 二、養成ヲ繼續スルコト困難ナル員數
- 三、養成ヲ繼續スルコト困難ナル理由

第九條 令第四條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一、第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二、許可申請ノ理由

第十條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六條第二項ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ヲ爲スコトヲ得

- 一、實習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授クル場合
- 二、前號ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認めタル場合

前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一、第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二、短縮セントスル期間
- 三、短縮セントスル理由

第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、徳性ノ涵養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上

二、中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ七百二十時間以上

三、中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五千時間以上(令第六條第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合ハ三千五百時間以上)

事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項第二號ノ時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ短縮セントスル時數及短縮セントスル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第十二條 令第七條ノ養成計畫ハ養成ヲ開始スル毎ニ之ヲ定ムベシ

第十三條 令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ養成ヲ開始スベキ年ノ一月十日ヨリ二月二十日迄ノ間ニ於テ之ヲ爲スベシ但シ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能

者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生シタル者ニ在リテハ三月二十日迄ニ之ヲ爲スヲ妨グズ

- 一、第二條第一號及第二號ニ掲グル事項
- 二、養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)

タルモノノ職種別員數

- 三、養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ員數

- 四、養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在ノ養成工ノ職種別員數
- 五、養成ヲ開始セントスル養成工ノ職種別員數
- 六、養成工ノ設備方法
- 七、養成工ヲ擔任スル者（以下養成指導員ト稱ス）ノ擔任事項別員數
- 八、教室、實習工場、寄宿舎其ノ他養成ニ關スル設備ニ關スル事項
- 九、養成工ノ徳性涵養ニ充ツベキ各年別時數
- 十、養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ各年別授業時數
- 十一、養成工ノ實習種目及其ノ各年別實習時數
- 十二、養成工ノ養成期間中ニ於ケル賃金其ノ他ノ給與
- 十三、一日ノ就業時數（養成時數ヲ含ム）
- 十四、休日及休憩時間
- 十五、養成ニ關スル經費ノ概算
- 十六、養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ當該工場若ハ事業場以外ノ施設ニ於テ養成セムトスル場合ニ於テハ前各號ニ掲グルモノノ外左ニ掲グル事項
- (一) 當該施設ノ名稱及所在地
- (二) 當該施設ニ於テ養成セントスル養成工ノ職種別員數

(三) 養成工ヲシテ當該施設ニ於テ修習セシムベキ事項

- (四) 當該施設ニ於テ養成セントスル期間
- 十七、其ノ他養成ニ關スル事項
- 第三條但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル期間ニ於テ令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ヲ爲スベシ
- 第十四條 令第七條第一項ノ養成計畫變更ノ認可ノ申請ハ變更セントスル事項及理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ
- 第十五條 地方長官ハ令第九條ノ規定ニ依リ事業主ニ對シ養成指導員ヲ置クコトヲ、令第二條第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ教室又ハ其ノ附屬設備ノ設置ヲ、年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ實習工場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得
- 第十六條 令第十一條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ
 - 一、第二條第一號及第二號ニ掲グル事項
 - 二、養成工ヲシテ負擔セシメントスル費用ノ種目
 - 三、許可申請ノ理由
- 第十七條 事業主養成指導員ヲ置キタルトキハ遲滯ナク其ノ者ノ氏名、履歴及擔任事項ヲ様式第一

地方長官宛

事業主 氏名(法人ニ在リテハ其ノ
名稱及代表者氏名) 印

五六四

備考

- 一 本府書ノ用紙ノ大サハ規定規格トシテ(182mm X 257mm)トスルコト
- 二 氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト
- 三 工場又ハ事業場ノ業務ニ従事スル傍ヲ養成ヲ擔任スル者ハ兼任トシテ記載スルコト
- 四 履歴欄ニハ指導員ノ最後ニ卒業シタル學校名、學科名及職業ニ關スル履歴ノ概要ヲ記載スルコト
- 五 擔任事項欄ニハ指導員ノ擔任スル學科(修身及公民科ヲ含ム)名又ハ實習種目名等ヲ記載ノコト
- 六 變更ノ場合ハ各相當欄ニ其ノ變更要領ヲ記載シ變更届トシテ提出スルコト

様式第二號

(表面)

養成工名簿

職 種	氏名及 生年月日						年 月 日 生
	本 籍	年 月 日 入	年 月 日 養成開始	年 月 日 養成廢止	年 月 日 養成終了	學 歴	
職 歴	賃 金						
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

(裏面)

昭和	年	月	日	計	職	種	所	工場又ハ事業場ノ名稱
					本年開始セルモノ	前年開始セルモノ	所在地	
					前年開始セルモノ	前年開始セルモノ		
					計	計		
					本年四月一日ヨリ迄ノ間ニ於テ養成工ノ員數	前年三月三十一日ヨリ迄ノ間ニ於テ養成工ノ員數		
					備	考		

備考
 一 本名簿ハ用紙ノ大サヲ固定規格トシテ(182mm X 257mm)トシカード式トスルコト
 二 賃金ハ時給ノ日給ノ區別ヲ明ニシ尙變更アリタルトキハ其ノ年月日及變更額ヲ順次左方ニ記載スル
 三 裏面備考欄ニハ養成ニ關スル経過等ヲ記載スルコト

様式第三號

養成状況報告

昭和	年	月	日	計	職	種	所	工場又ハ事業場ノ名稱
					本年開始セルモノ	前年開始セルモノ	所在地	
					前年開始セルモノ	前年開始セルモノ		
					計	計		
					本年四月一日ヨリ迄ノ間ニ於テ養成工ノ員數	前年三月三十一日ヨリ迄ノ間ニ於テ養成工ノ員數		
					備	考		

地方長官宛

備考
本局書ノ用紙ノ大サハ固定規格トシテ(182mm X 257mm)トスルコト

住 所
事業主 氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 附

三、工場事業場技能者養成令ニ依ル事業ノ指定

(昭和十四年四月四日
厚生省告示第五十五號)

- 一、金屬製鍊業
- 二、金屬壓延業(金屬線製造業、金屬箔製造業ヲ餘ク)
- 三、鍛冶業
- 四、鑄造業
- 五、金屬熔接業
- 六、金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)
- 七、採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業
- 八、銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業
- 九、原動機製造業(汽缸、ガス發生機製造業ヲ含ム)
- 十、電動氣、電氣機械器具製造業
- 十一、電氣通信機械器具製造業
- 十二、化學工業用機械裝置製造業

- 十三、ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、排及コック製造業
 - 十四、ベルト車、齒車、車輪及軸受製造業
 - 十五、造船業
 - 十六、鐵道軌道車輛製造業
 - 十七、航空機製造業
 - 十八、自動車、自動自轉車製造業
 - 十九、起重機製造業
 - 二十、計器、試驗檢定及學術用器械製造業
 - 二十一、光學機械器具製造業
 - 二十二、醫療器械製造業
- 第六號乃至第二十二號ノ事業ニハ各其ノ製造物品ノ修繕事業及其ノ部分品ノ製造事業ヲ含ムモノトス

四、工場事業場技能者養成令施行規則ニ依ル

養成工ノ比率

(昭和十四年四月四日
厚生省告示第五十六號)

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一、金屬製鍊業	百分ノ四
二、金屬壓延業(金屬編製造業及金屬箔製造業ヲ除ク)	百分ノ四
三、鍛冶業	百分ノ四
四、鑄造業	百分ノ四
五、金屬熔接業	百分ノ四
六、金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)	百分ノ六
七、採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業	百分ノ六
八、銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ六
九、原動機製造業(汽機、ガス發機生製造業ヲ含ム)	百分ノ六
十、電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ六
十一、電氣通信機械器具製造業	百分ノ六

十二、化學工業用機械裝置製造業	百分ノ六
十三、ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、排及コック製造業	百分ノ六
十四、ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ六
十五、造船業	百分ノ六
十六、鐵道軌道車輛製造業	百分ノ六
十七、航空機製造業	百分ノ六
十八、自動車、自動自轉車製造業	百分ノ六
十九、起重機製造業	百分ノ六
二十、計器、試驗檢定及學術用器械製造業	百分ノ六
二十一、光學機械器具製造業	百分ノ六
二十二、醫療器械製造業	百分ノ六

(附) 青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ノ

就業時間ニ關スル法律

工場法、鑛業法ニ基キテ發スル命令又ハ商店法中、就業時間數ノ制限ニ關スル規定ヲ青年學校令ニ依リ、就學セシメラルベキ者ニシテ十六歳未滿ノモノニ付適用スル場合ニ於テハ其ノ者ガ履修スベキ義務課程タル日ノ一教授及訓練時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一、工場事業場技能者養成令施行細則
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、
 五十一、
 五十二、
 五十三、
 五十四、
 五十五、
 五十六、
 五十七、
 五十八、
 五十九、
 六十、
 六十一、
 六十二、
 六十三、
 六十四、
 六十五、
 六十六、
 六十七、
 六十八、
 六十九、
 七十、
 七十一、
 七十二、
 七十三、
 七十四、
 七十五、
 七十六、
 七十七、
 七十八、
 七十九、
 八十、
 八十一、
 八十二、
 八十三、
 八十四、
 八十五、
 八十六、
 八十七、
 八十八、
 八十九、
 九十、
 九十一、
 九十二、
 九十三、
 九十四、
 九十五、
 九十六、
 九十七、
 九十八、
 九十九、
 一百、
 一百一、
 一百二、
 一百三、
 一百四、
 一百五、
 一百六、
 一百七、
 一百八、
 一百九、
 二百、
 二百一、
 二百二、
 二百三、
 二百四、
 二百五、
 二百六、
 二百七、
 二百八、
 二百九、
 三百、
 三百一、
 三百二、
 三百三、
 三百四、
 三百五、
 三百六、
 三百七、
 三百八、
 三百九、
 四百、
 四百一、
 四百二、
 四百三、
 四百四、
 四百五、
 四百六、
 四百七、
 四百八、
 四百九、
 五百、
 五百一、
 五百二、
 五百三、
 五百四、
 五百五、
 五百六、
 五百七、
 五百八、
 五百九、
 六百、
 六百一、
 六百二、
 六百三、
 六百四、
 六百五、
 六百六、
 六百七、
 六百八、
 六百九、
 七百、
 七百一、
 七百二、
 七百三、
 七百四、
 七百五、
 七百六、
 七百七、
 七百八、
 七百九、
 八百、
 八百一、
 八百二、
 八百三、
 八百四、
 八百五、
 八百六、
 八百七、
 八百八、
 八百九、
 九百、
 九百一、
 九百二、
 九百三、
 九百四、
 九百五、
 九百六、
 九百七、
 九百八、
 九百九、
 一千、
 一千一、
 一千二、
 一千三、
 一千四、
 一千五、
 一千六、
 一千七、
 一千八、
 一千九、
 二千、
 二千一、
 二千二、
 二千三、
 二千四、
 二千五、
 二千六、
 二千七、
 二千八、
 二千九、
 三千、
 三千一、
 三千二、
 三千三、
 三千四、
 三千五、
 三千六、
 三千七、
 三千八、
 三千九、
 四千、
 四千一、
 四千二、
 四千三、
 四千四、
 四千五、
 四千六、
 四千七、
 四千八、
 四千九、
 五千、
 五千一、
 五千二、
 五千三、
 五千四、
 五千五、
 五千六、
 五千七、
 五千八、
 五千九、
 六千、
 六千一、
 六千二、
 六千三、
 六千四、
 六千五、
 六千六、
 六千七、
 六千八、
 六千九、
 七千、
 七千一、
 七千二、
 七千三、
 七千四、
 七千五、
 七千六、
 七千七、
 七千八、
 七千九、
 八千、
 八千一、
 八千二、
 八千三、
 八千四、
 八千五、
 八千六、
 八千七、
 八千八、
 八千九、
 九千、
 九千一、
 九千二、
 九千三、
 九千四、
 九千五、
 九千六、
 九千七、
 九千八、
 九千九、
 一万、
 一万一、
 一万二、
 一万三、
 一万四、
 一万五、
 一万六、
 一万七、
 一万八、
 一万九、
 二万、
 二万一、
 二万二、
 二万三、
 二万四、
 二万五、
 二万六、
 二万七、
 二万八、
 二万九、
 三万、
 三万一、
 三万二、
 三万三、
 三万四、
 三万五、
 三万六、
 三万七、
 三万八、
 三万九、
 四万、
 四万一、
 四万二、
 四万三、
 四万四、
 四万五、
 四万六、
 四万七、
 四万八、
 四万九、
 五万、
 五万一、
 五万二、
 五万三、
 五万四、
 五万五、
 五万六、
 五万七、
 五万八、
 五万九、
 六万、
 六万一、
 六万二、
 六万三、
 六万四、
 六万五、
 六万六、
 六万七、
 六万八、
 六万九、
 七万、
 七万一、
 七万二、
 七万三、
 七万四、
 七万五、
 七万六、
 七万七、
 七万八、
 七万九、
 八万、
 八万一、
 八万二、
 八万三、
 八万四、
 八万五、
 八万六、
 八万七、
 八万八、
 八万九、
 九万、
 九万一、
 九万二、
 九万三、
 九万四、
 九万五、
 九万六、
 九万七、
 九万八、
 九万九、
 十万、
 十一万、
 十二万、
 十三万、
 十四万、
 十五万、
 十六万、
 十七万、
 十八万、
 十九万、
 二十万、
 二十一万、
 二十二万、
 二十三万、
 二十四万、
 二十五万、
 二十六万、
 二十七万、
 二十八万、
 二十九万、
 三十万、
 三十一万、
 三十二万、
 三十三万、
 三十四万、
 三十五万、
 三十六万、
 三十七万、
 三十八万、
 三十九万、
 四十万、
 四十一万、
 四十二万、
 四十三万、
 四十四万、
 四十五万、
 四十六万、
 四十七万、
 四十八万、
 四十九万、
 五十万、
 五十一万、
 五十二万、
 五十三万、
 五十四万、
 五十五万、
 五十六万、
 五十七万、
 五十八万、
 五十九万、
 六十万、
 六十一万、
 六十二万、
 六十三万、
 六十四万、
 六十五万、
 六十六万、
 六十七万、
 六十八万、
 六十九万、
 七十万、
 七十一万、
 七十二万、
 七十三万、
 七十四万、
 七十五万、
 七十六万、
 七十七万、
 七十八万、
 七十九万、
 八十万、
 八十一万、
 八十二万、
 八十三万、
 八十四万、
 八十五万、
 八十六万、
 八十七万、
 八十八万、
 八十九万、
 九十万、
 九十一万、
 九十二万、
 九十三万、
 九十四万、
 九十五万、
 九十六万、
 九十七万、
 九十八万、
 九十九万、
 一百万

五、工場事業場技能者養成令施行細則

(昭和十四年六月二日) (埼玉縣令第二十九號)

第一條 本令ニ於テ令ト稱スルハ工場事業場技能者養成令ヲ規則ト稱スルハ工場事業場技能者養成令施行規則ヲ請フ

第二條 令、規則又ハ本令ニ依ル申請書又ハ届書ハ工場又ハ事業場所在地ノ所轄警察署長ヲ經由スベシ

第三條 令第二條但書及第七條規則第五條第一項第八條第一項ノ規定ニ依ル申請書ハ三通ヲ、其ノ他ノ申請書ハ二通提出スベシ

第四條 令第二條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ニシテ年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時五十人以上使用スルモノノ事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ十日以内ニ知事ニ届出ツベシ

年齢十六年以上ノ男子労働者常時二百人未満五十人以上ヲ使用スル工場又ハ事業場ニシテ常時二百人以上ヲ使用スルニ至リタルトキ亦同シ

- 一、工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類
- 二、事業主ノ氏名及住所(法人タル事業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者

ノ氏名以下之ニ同ジ)

- 三、常時使用スル年令十六年以上ノ男子労働者數
- 四、現ニ工場主ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一項ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タル者ノ員數
- 五、現ニ工場主ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スル者ノ職種別員數

前項第一號及第二號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨届出ツベシ

第五條 前條ノ事業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク知事ニ届出ツベシ

- 一、年令十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ其労働者數二百人未滿トナリタルトキ
 - 二、年令十六年以上ノ男子労働者ヲ常時五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ其労働者數五十人未滿トナリタルトキ
 - 三、事業ヲ廢止シタルトキ
- 前項ノ届書ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一、前條第一項第一號及第二號ニ掲グル事項
 - 二、届出當時使用スル年令十六年以上ノ男子労働者數

三、事業廢止ノ場合ニ在リテハ其ノ年月日

第六條 令第二條ノ事業主(以下事業主ト稱ス)養成工ノ一部ニ付令第四條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ規則第九條ニ掲グル事項ノ外許可ヲ受ケントスル養成工ノ職種別員數ヲ記載スベシ

第七條 事業主養成工ノ一部ニ付規則第十條第一項ノ規定ニ依ル養成期間短縮ノ申請ヲ爲サントスルトキハ申請書ニ同條第二項ニ掲グル事項ノ外短縮セントスル養成工ノ職種別員數ヲ記載スベシ

第八條 事業主養成工ノ一部ニ付規則第十一條第二項ノ規定ニ依ル養成時數短縮ノ許可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ同條第三項ニ掲グル事項ノ外其養成時數ヲ短縮セントスル養成工ノ職種別員數ヲ記載スベシ

第九條 事業主ハ技能者養成ニ關スル日誌ヲ作成シ記載スベシ

第十條 事業主ハ養成ニ關スル時間割ヲ作成シ教室又ハ事務所ノ見易キ箇所ニ揭示スベシ

第十一條 事業主技能者養成ニ關スル規程ヲ作成シタルトキハ其ノ規程ノ外第四條第一項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ遲滞ナク知事ニ届出ツベシ

之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 一、國民職業能力申告令
- 二、國民職業能力申告令施行規則
- 三、國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業指定
- 四、國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校指定
- 五、國民職業能力申告令第二條第三號ノ學科指定
- 六、國民職業能力申告令第二條第四號ノ技能者養成施設指定
- 七、國民職業能力申告令第二條第五號檢定試驗及免許指定

二〇、國民登錄關係法令

二〇 國民登錄關係法令

一、國民職業能力申告令

(昭和十四年一月七日
勅令第五號)

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ(以下要申告者ト稱ス)ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

- 一、本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル者
- 二、引續キ一年以上前號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者
- 三、厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四、厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者
五、厚生大臣ノ指定スル檢定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者
六、其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條 要申告者及前條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ使用スル者（以下使用者ト稱ス）ハ要申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者（以下申告義務者ト稱ス）トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニアラス

第四條 帝國臣民要申告者（第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ當該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ要申告者ガ第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニアリテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

一、氏 名

二、出生ノ年月日

三、本 籍

四、居住ノ場所

五、兵役關係

六、學 歴

七、職業ニ從事スル者ニアリテハ其ノ職業名

八、第二條第一號ノ職業ニ從事スル者（就業ノ場所ノ一定セザル者ヲ除ク）ニ在リテハ就業ノ場所（二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所）

九、第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度

十、第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項

十一、第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、檢定又ハ免許ニ關スル事項

十二、給料又ハ賃金ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ額

十三、配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數

十四、精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者ニ在リテハ其ノ狀況

十五、總動員業務從事ニ關スル希望

十六、其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號、第三號第五號乃至第八號、第十號又ハ第十一號ニ掲グル事項ニ、尙第二條第一號ノ職業ニ從事セザル要申告者ニ在リテハ前項第四號ニ掲

グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ當該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄ニ前項ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ

第五條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得

第六條 要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ三十日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ申告スベシ

一、要申告者タラザルニ至リタルトキ（第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ）
二、第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ

第七條 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ爲スベシ

第八條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

地方長官又ハ職業紹介所長ハ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書

類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

第十條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ囑託シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二條ノ規定ニ準ジ検査ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十一條 本令ハ第六條第二號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規程ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（歸休下士官兵ヲ除ク）及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定（志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム）ニ依リ召集中ノモノ、

兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）、陸海軍軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者、醫療關係者職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者、獸醫師法ニ依リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師（朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ

受ケタル獸醫師、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ免許證ヲ受ケタル獸醫、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム）並ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及職業能力ノ検査ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

一、陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前條ニ規程スル召集中ノ者ヲ除ク）

二、外國旅行中ノ者

三、其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十三條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十四條 要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在リテハ市郡、澎湖廳ニ在リテハ廳）、樺太及南洋群島ニ在リテハ支廳トス

第十六條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ同日迄ニ之ヲ爲スヲ妨グズ

二、國民職業能力申告令施行規則

(昭和十四年一月十八日
厚生省令第一號)

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ左ニ掲グルモノハ令第三條但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス 但シ第一號ニ該當スル者要申告者ヲ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一、六十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者
- 二、使用期間ノ定ナク要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者
- 三、要申告者ヲ日日雇入レ使用スル者

第二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル月ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スヲ妨グズ

- 一、令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者
- 二、朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者
- 三、法令ニ因リ拘禁中ノ者

四、疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第三條 令第四條第一項ノ規定ニヨル申告ハ別表様式第一號ニ依リ(技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ)之ヲ爲スベシ職業能力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ職業紹介所長之ヲ交付ス

令第四條第二項及令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ職業能力申告手帳ニ依リ之ヲ爲スベシ

第四條 令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者(以下被用者ト稱ス)ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ罷メタル月ノ翌月末日迄ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ報告スベシ

第五條 要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者死亡ノ月ノ翌月末日迄ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ報告スベシ

第六條 第三條第三項ノ規定ハ前二條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 職業紹介所長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業能力ニ關スル事項ノ登録ヲ爲シタルトキハ別表様式第二號ノ職業能力申告手帳ヲ申告義務者ニ交付スベシ

第八條 職業能力申告手帳ヲ交付セラレタル者其ノ職業能力申告手帳ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ且毀損ノ場合ニ於テハ其ノ職業能力申告手帳ヲ添へ前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第九條 令第八條ノ検査ハ被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診断ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

第十條 地方長官又ハ職業紹介所長前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關スル申告又ハ検査ニ付報告ヲ徴スルコトヲ得

第十二條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

三、國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業指定

(昭和十四年一月十八日厚生省告示第五號)

國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ヲ左ノ通指定ス

- 一、採炭、選炭、採礦、選礦、採油又ハ探礦ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
鑛山技術者
- 二、金屬ノ製鍊、合金、熱處理シ又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
冶金技術者
- 三、電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣技術者
- 四、有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電氣通信裝置、電氣通信裝置ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣通信技術者
- 五、陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機、若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
機械技術者

- 六、航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ（航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク）
- 七、造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八、有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九、セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一〇、製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一一、道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一二、建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一三、氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一四、航空士、航空機操縦士、航空機機關士ヲ業トスルモノ
- 一五、金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

五九〇

航空機技術者
造船技術者
化學技術者
窯業技術者
木工技術者
土木技術者
建築技術者
氣象技術者
航空機搭乗員
金屬試驗士

- 一六、物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一七、陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一八、レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一九、原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二〇、化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二一、石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）
- 二二、炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク）
- 二三、炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二四、炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二五、鑛物ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）

五九一

實驗工
機械検査工
レンズ検査工
試運轉工
分析工
採炭工
坑内運炭夫
炭坑支柱夫
機械選炭夫
採鑛夫

- 二六、鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二七、鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運搬ノミニ従事スルモノヲ除ク)
- 二八、鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
(大割夫ヲ含ム)
- 二九、石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三〇、鉄鑛又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風炉操作ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三一、鋼ノ製鍊作業(造塊及培塊ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三二、非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三三、鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三四、金屬加熱炉ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三五、金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三六、鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

鑛山支柱夫
坑内運搬夫
坑内選礦夫
石油鑛夫
製鉄工
製鋼工
非鐵金屬製鍊工
金屬熔融工
操炉工
壓延伸張工
鑄物工

- 三七、鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及及物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三八、金屬ノ焼入、焼鈍、焼戻、焼準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三九、現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四〇、船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四一、鋸燒、當盤、鋸打等ノ鋸鋸作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四二、コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四三、電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四四、汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四五、剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四六、造船ニ於テ現圖木型ニ依ル罫書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(船臺大工ヲ含ム)
- 四七、主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(ブリキ職及鋼打物職ヲ含ム)

鍛冶工
熱處理工
現圖工
撓曲工
鋸打工
鋸燒工
填隙工
熔接工
製罐工
剪斷工
鐵木工
板金工

四八、主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 四九、主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 五〇、金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ（鉛工ヲ含ム）
 五一、鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ（第四〇號
 乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク）
 五二、金屬加工ノ爲書及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 五三、普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面
 旋盤、堅旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業ト
 スルモノ
 五四、タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事
 スルヲ業トスルモノ
 五五、中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 五六、研磨盤、ラツプ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事ス
 ルヲ業トスルモノ
 五七、ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 五八、平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 五九、形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 六〇、フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

五九四
 金屬プレス工
 銅管工
 鐵管工
 野書工
 旋盤工
 タレット工
 中グリ工
 研磨工
 ボール盤工
 平削工
 形削工
 フライス工

六一、齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 六二、工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ（第五三號
 乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク）
 六三、切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器
 類（度量衡法ニ依ラザルモノ）ネヂ切削補助工具、其ノ他ノ工具、鋸
 鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 六四、主トシテ鋸、クガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業（簡單ナ部
 分品ノ組立作業ヲ含ム）ニ従事スルヲ業トスルモノ
 六五、電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整据
 附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 六六、電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従
 事スルヲ業トスルモノ
 六七、度量衡器、理學の機械器具、機械的計測器（時計ヲ含ム）、兵器、光
 學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修
 繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 六八、原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附
 又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
 六九、航空機ノ仕上、組立、機裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業ト
 スルモノ

五九五
 齒切工
 特殊機械工
 工具仕上工
 仕上工
 電氣組立工
 電氣通信機組立工
 精密組立工
 機械組立工
 航空機組立工

- 七〇、自動車ノ仕上、組立、編装、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七一、艦船ノ編装作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七二、電線又ハ電纜ノ被覆、鍍装又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七三、金屬ノ熱線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七四、電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七五、電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七六、手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七七、機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七八、合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七九、鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八〇、艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)

自動車工
 編装工
 電線被装工
 鋼索製造工
 巻線工
 絶縁工
 目盛工
 製材工
 合板工
 木型工
 木工

- 八一、木造船ノ建造作業(艇艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八二、硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八三、鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八四、硝酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八五、炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八六、水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八七、合成法ニ依ルアンモニヤ製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八八、カーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八九、アルミナ及アルミニウムノ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九〇、石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製作作業(石炭ノ低温乾溜作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九一、發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

造船工
 硫酸工
 鹽酸工
 硝酸工
 ソーダ工
 壓縮ガス工
 アンモニヤ合成工
 カーバイト電炉工
 アルミニウム製造工
 石炭乾溜工
 ガス發生炉工

- 九二、タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九三、染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九四、人造石油製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九五、石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九六、動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九七、ゴム原料ノ配合、混合等ノ精煉作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底、袋若ハゴム引防水布ノ製造業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九八、セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九九、製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇〇、人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇一、顔料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇二、火薬類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マツチ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)

タール分溜工

染料工

人造石油工

石油工

油脂工

ゴム工

セルロイド工

パルプ工

人絹工

顔料塗料工

火薬工

- 一〇三、彈ノ火薬又ハ火工兵器ノ加工、装填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇四、炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇五、蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇六、セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ焼成作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇七、金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇八、光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇九、レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一〇、蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- 一一一、内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- 一二二、電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ

火工

電極工

電池工

窯業燒成工

ルツボ工

特殊ガラス工

光學ガラス工

蒸汽機關車運轉手

内燃機關車運轉手

電車運轉手

- 一一三、自動車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一四、飛行場ニ於テ航空機及其ノ附属品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、整備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一五、有線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一六、無線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一七、發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク)
- 一一八、製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一九、作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二〇、電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二一、電氣通信機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二二、電線架設、電路敷設、保繕、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二三、電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

- 一二四、汽機ノ燃焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二五、原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二六、起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二七、熔鐵炉、平炉、熔融炉、加熱炉、窯業用窯、其ノ他ノ工業用炉窯又ハ汽機煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二八、保温材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二九、メツキ、ボンデライト、パーカライジング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一三〇、塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ焼附ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一三一、帆、索具、防絨物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錨及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一三二、蹄鐵ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一三三、氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一三四、潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

汽 機 工
機 械 運 轉 工
起 重 機 運 轉 工
築 炉 工
保 温 工
メ ツ キ 工
塗 裝 工
鋼 具 工
蹄 鐵 工
氣 象 工
潛 水 夫

四、附屬業務部代申書令第一對第三條ノ學好法

四、國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校指定

國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校ヲ左ノ通指定ス

(昭和十四年一月十八日)
厚生省告示第六號

大學

- 一、大學ノ工學部及理工學部
- 二、旅順工科大學
- 三、早稻田大學文學部
- 四、拓殖大學

專門學校

- 一、工業及鑛業ニ關スル專門學校
- 二、朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校
- 三、南滿洲工業專門學校
- 四、農林業ニ關スル專門學校
- 五、外國語ニ關スル專門學校
- 六、拓殖大學專門部

實業學校

- 一、工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
 - (二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
 - (三) 前二號ト同等以上ノモノ
 - (四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

大連工業學校

撫順工業學校

各種學校

工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

五、國民職業能力申告令第二條第三號ノ學科指定

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第七號)

國民職業能力申告令第二條第三號ノ學科ヲ左ノ通指定ス

大 學

- 一、機械工學科 (北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
- 二、船舶工學科 (造船學科ヲ含ム)
- 三、航空學科
- 四、造兵學科
- 五、電氣工學科 (北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
- 六、應用化學科 (工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)
- 七、採鑛冶金學科 (鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
- 八、火藥學科
- 九、燃料化學科 (北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- 一〇、土木工學科

一一、建築學科

一二、窯業科

一三、文學科 (早稻田大學文學部文學科ニ於テ露西亞語ヲ第二外國語トシテ修ムル者ニ限ル)

一四、拓殖科

一五、商 科

一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除キ一四及一五ノ學科ニ付テハ拓殖大學ニ於テ露西亞語又ハ西班牙語ヲ修ムル者ニ限ル

專門學校 (專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上

トスルモノヲ含ム)

一、造機工學科 (精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム)

二、造船工學科

三、航空工學科

四、電氣工學科 (電氣科ヲ含ム)

五、應用化學科 (電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)

六、採鑛冶金學科 (採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)

七、燃料學科
 八、窯業學科
 九、土木工學科
 一〇、建築學科
 一一、農藝化學科

一二、礦工語部 (拓殖大學專門部ニ於テ露西亞語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)
 一三、西工語部 (拓殖大學專門部ニ於テ西班牙語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)
 一四、蒙古語部

工業學校 (大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九條實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム)

- 一、機械科 (機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採礦機
械科、電氣機械科、電機科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科、
其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 二、造船科
- 三、航空科 (機體製作科及航空機關科ヲ含ム)

- 四、電氣科
- 五、應用化學科 (工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 六、採鑛冶金科 (採鑛科及冶金科、鑄工冶金科、鍛工冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 七、土木建築科 (土木科、建築科ヲ含ム)
- 八、窯業科 (陶器科、製陶科ヲ含ム)
- 九、塗工科 (家具塗工科ヲ含ム)

六、附屬工業部ニ申告令第二新案四款ノ對照表

六、國民職業能力申告令第二條第四號ノ技能者

養成施設指定

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第八號)

國民職業能力申告令第二條第四號ノ技能者養成施設ヲ左ノ通指定ス

- 一、國立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 二、國立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 三、社団法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)

七、國民職業能力申告令第二條第五號檢定 試驗及免許指定

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第九號)

國民職業能力申告令第二條第五號ノ檢定、試驗及免許ヲ左ノ通指定ス

- 一、實業學校卒業程度檢定規定ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
- 二、航空法第十六條ノ規定ニ依ル考查
- 三、電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
- 四、瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル證衡
- 五、銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル證衡
- 六、壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル證衡
- 七、無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
- 八、汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
- 九、獸醫師、蹄鐵工免許試驗規則ニ依ル蹄鐵工試驗
- 一〇、自動車取締令ニ依ル自動車運轉手ノ免許

技能者

二、電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許

二二、電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定

八、内閣府令ニ依ル資格認定

一、電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
 二、電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
 三、内閣府令ニ依ル資格認定
 四、電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
 五、電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
 六、内閣府令ニ依ル資格認定
 七、電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
 八、電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
 九、内閣府令ニ依ル資格認定
 十、電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
 十一、電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
 十二、内閣府令ニ依ル資格認定

電氣工事人取締規則

二、電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定

(昭和十一年一月十八日)

- 一、職工扶助規則
- 二、就業規則
- 三、就業案內
- 四、雇傭契約書(例)
- 五、金圓借用書(例)
- 六、退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則

二二、諸規程作例

二、諸規程作例

一、職工扶助規則(例)

- 第一條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ當工場主ハ本規則ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ
- 第二條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工場主ノ指定スル醫師ニ就キ無料ニテ療養ヲ爲スベシ
- 第三條 職工療養ノタメ休業シ賃金ヲ受ケサルトキハ其ノ療養中一日ニ付賃金ノ百分ノ六十ノ休業扶助料ヲ支給ス但シ職工ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノナキトキハ賃金ノ百分ノ二十トス
- 第四條 第二條ノ治療ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治療セサルトキハ賃金五百四十日分(其金額男子ニ在リテハ四百三十圓女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿チサルトキハ夫々四百三十圓及二百七十圓)ノ打切

扶助料ヲ支給シ以後本則ニ依ル扶助ヲ爲サ、ルコトアルヘシ

第五條 職工ノ負傷又ハ疾病治療シタルトキニ於テ身體障害存スルトキハ工場法施行令第七條ノ規定ニ依リ障害扶助料ヲ支給ス

第六條 職工重大ナル過失ニ依リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル場合其事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタルトキハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトアルヘシ

第七條 職工死亡シタルトキハ遺族扶助料トシテ賃金四百日分(其ノ金額男子ニ在リテハ三百二十圓女子ニ在リテハ二百圓ニ滿チサルトキハ夫々三百二十圓及ヒ二百圓)及葬祭料トシテ賃金三十日分(其金額三十圓ニ滿チサルトキハ三十圓)ヲ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニ支給ス但シ葬祭料ニ付テハ葬祭ヲ行フ者トス

第八條 遺族扶助料ヲ受クヘキ權利者及ヒ其ノ順位ハ工場法施行令第十條乃至第十二條ノ規定ニ依ル

第九條 本則ニ依ル扶助料並ニ葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ工場法施行令第十六條及第十七條ノ定ムル處ニ依ル

若之ニ依ル能ハサルトキハ最低日額 錢トス

第十條 左ノ場合ニ於テハ本則ニ依ル扶助料若ハ葬祭料ヲ支給セス

一 健康保險法ニ依リ療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキ

一 健康保險法ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ受クヘキトキ

一 健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキ

第十一條 左ノ場合ニ於テハ治療又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ヲ支給セサルコトアルヘシ

一 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

二 本法施行區域外ニアルトキ

三 感化院其他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ

四 刑務所、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ

五 法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院病舎又ハ療養所ニ收容セラレタルトキ

六 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタルモノ

七 正當ノ理由ナクシテ健康保險法ニ依ル保險者ノ診斷ヲ拒ミタルモノ

第十二條 職工本則ニ依ル扶助ヲ請求スル場合ニハ醫師ノ診斷書若ハ檢案書又ハ證明書ヲ要ス但シ事情ニ依リ之ヲ要セサルコトアルヘシ

遺族扶助料又ハ葬祭料ヲ請求セントスル者ハ第八條ノ權利者タルコトヲ證スルニ足ル書類ヲ差出スヘシ

第十三條 前條ノ請求アリタルトキハ工場主ハ五日以内ニ領收書ト引換ニ扶助金額ヲ支拂フヘシ但シ調査ノ爲特ニ時日ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 障害扶助料及遺族扶助料ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケ數回ニ分割シテ支給スルコトアルヘシ

第十五條 引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトアルヘシ

第十六條 職工本則ニ依ル扶助ヲ受クルト否トヲ問ハス就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ旨直ニ當該係員ニ申出ツヘシ

此ノ場合ニ於テハ無料ニテ應急手當ヲ施スモノトス

二、就業規則

就業規則ニ付テハ凡ソ左ノ標準ニ依リ其ノ工場ノ實情ニ應ジ適宜ニ取捨按配シ徒ラニ此ノ例ニ則ルコトナク確實ニ實行シ得ル様定ムルコトヲ要ス

就業規則 (甲例)

注意 △印ヲ付シタルハ特ニ注意シテ工場ノ實情ニ合致セシムルコト

第一章 總則

第一條 本則ハ職工雇入ノ際之ヲ交付シ且ツ工場内ニ揭示ス

第二條 職工ノ扶助規則、共済會規約、工場委員會規則、貯蓄金規則、解雇手當規則等ハ別ニ之ヲ定メ公示ス

△第三條 職工ノ種類及所屬左ノ如シ

………課………工………工………工

△第四條 職工ノ資格ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、………二、………三、………

第二章 雇入

第五條 新ニ雇入ルル職工ハ年齢十四歳以上ナルカ又ハ義務教育ヲ終了シ身體強壯ノ者タルヲ要ス
 第六條 職工志望者ハ履歷書、戶籍謄本（抄本又ハ戶籍ヲ證明スヘキモノ）ヲ差出スヘシ
 第七條 詮衡ノ上適當ト認メタル者ハ體格検査ヲ行ヒ合格者ニ限り之ヲ雇入ルルモノトス

第三章 入場、退場、缺勤、早出、遅刻、早退

△第八條 職工ハ始業時迄ニ入場シ「入門ノ際ハ所定ノ職札ヲ示シ一定ノ場所ニ掲ケ退出ノトキ之ヲ撤去スヘシ」入場後ハ直ニ更衣シ夫々受持ノ準備ヲ爲シ始業合圖ト共ニ就業スヘシ
 第九條 遅刻出勤シタルトキ又ハ就業時間中病氣其ノ他已ムヲ得サル事由ノ爲早退セントスル者ハ係員ニ申出テ其ノ承認ヲ受クヘシ
 第十條 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ缺勤セントスル者ハ始業時刻迄ニ書面口頭又ハ傳言ニ依リ缺勤豫定日數及其ノ事由ヲ届出ツヘシ

第十一條 職工ハ工場内ニ在リテハ必ス所定ノ作業服及帽子ヲ着用スヘシ
 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場ヲ許サス但シ第三號ニ該當スル者ハ情狀ニ依リ特ニ許可スルコトアルヘシ
 一 酒氣ヲ含ム者
 二 酒類、火氣、兇器等ヲ携帯スル者

三 一時間以上遅刻シタル者

第四章 就業時間、休憩、休日

△第十三條 就業時間左ノ如シ但シ夏期ハ知事ノ許可ヲ受ケ延長スルコトアルヘシ
 三月十日ヨリ十月十五日迄ノ間 午前 時ヨリ午後 時迄 時間
 十月十六日ヨリ翌年三月十五日迄ノ間 午前 時ヨリ午後 時迄 時間
 第十四條 仕事ノ都合ニ依リテハ早出、残業若ハ休日ニ出勤ヲ求ムルコトアルヘシ
 此ノ場合ニハ第五章ニ定ムル所ニ從ヒ手當ヲ支給ス
 第十五條 休憩時間左ノ如シ夏期ハ特ニ延長スルコトアルヘシ
 午前九時ヨリ 分
 正午ヨリ 分
 午後三時ヨリ 分
 残業ノ時ハ午後六時ヨリ 分

第十六條 就業時間中ハ係員ノ承認ヲ得ルニ在ラサレハ外出若ハ來訪者ニ面會スルコトヲ得ス
 第十七條 始業及終業（休憩時間ノ始終ヲ含ム）ノ時刻ニハ汽笛其ノ他ノ合圖ヲナス
 第十八條 休日左ノ如シ但シ特別ノ事由アルトキハ廢止變更ヲ爲スコトアルヘシ

- 一 毎日曜日（第一第三日曜又ハ一日十五日）
 - 二 大祭祝日
 - 三 年末年始（日數ハ毎年之ヲ定ム）
- 第十九條 左ノ場合ニハ休日トシ缺勤ト看做サス
- 一 父母、配偶者（内縁ノ妻ヲ含ム）及子ノ死亡シタルトキ三日間
 - 二 徴兵検査及簡閱點呼 當日
 - 三 傳染病ノ爲交通ヲ遮断セラレタルトキ 其ノ日數
 - 四 天災地變其ノ他災害ニ罹リタルトキ 五日間以内

第五章 賃 銀

- 第二十條 賃銀ハ日給及出來高給ノ二種トス
- △第二十一條 工場ノ都合ニ依リ臨時休業シタルトキハ賃金ノ（七割）ヲ支給ス
- 第二十二條 出來高給ハ仕事ノ出來高ニヨリ之ヲ支給ス其ノ賃銀率ハ別ニ定メテ之ヲ公示ス
- △第二十三條 機械ノ故障其ノ他ノ事由ニ依リ出來高給ノ者ヲシテ臨時ニ他ノ仕事ニ從事セシメタルトキハ最近出勤セル十日間ノ平均實收額ニ應シテ支給ス會社ノ都合ニ依リ臨時休業シタルトキハ平均賃銀ノ（七割）ヲ支給ス

第二十四條 賃銀ハ 日ヨリ 日迄ノ分ヲ其ノ月 日ニ支拂フ

第二十五條 左ノ場合ニハ前條ノ規定ニ拘ハラズ即時賃銀ヲ支拂フ

- 一 職工死亡シタルトキ
- 二 解雇又ハ辭職シタルトキ
- 三 一ヶ月以上ニ亙リテ歸郷スルトキ
- 四 結婚、葬儀等ノ爲出費ヲ要スルトキ
- 五 出産ノ費用ニ充テントスルトキ
- 六 職工ノ戸主、家族カ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ若ハ水火災其ノ他不慮ノ災難ニ遭遇シタルトキ
- 七 其ノ他已ムラ得サル事由アルトキ

第六章 職工ノ負擔ニ關スル事項

- 第二十六條 食費ハ一日ニ付金 錢トシ賃銀ヨリ之ヲ差引クモノトス
- 第二十七條 家賃、物品代金等ハ賃銀ヨリ之ヲ差引クモノトス

第七章 貯 蓄 金

第二十八條 貯蓄セントスル者ハ豫メ一定ノ額ヲ定メ係員ニ申出ツヘシ此ノ場合ニハ賃銀ヨリ差引

キ預入ノ手續ヲナス

第二十九條 貯金ヲ引出サントスル者ハ貸銀支拂日ノ二日前迄ニ其ノ額及事由ヲ申出ツヘシ貯金ノ引出ニ付テハ第二十五條ノ規定ヲ準用ス

第三十條 貯金管理方法ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ別ニ之ヲ定ム

第八章 衛生

第三十一條 職工ニ對シテハ毎年春秋二季健康診断ヲ行フ

第三十二條 左ニ掲ケル疾病ニ罹レル者ハ就業スルコトヲ得ス但シ第五號第六號第八號ニ掲ケル疾病ニ罹レル者ニシテ醫師ノ差支ナシト認めタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 傳染病

二 精神病

三 癩、肺結核、喉頭結核

四 丹毒、再歸熱、麻疹、其ノ他之ニ準ズヘキ急性熱性病

五 梅毒、疥癬、其ノ他傳染性皮膚病

六 膿漏性結膜炎、トラホーム(著シク傳染ノ虞アルモノ)其ノ他之ニ準ズヘキ傳染性眼病

七 肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、髓鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ

就業ノ爲病症増悪ノ虞アル者

八 傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖モ健康回復セサル者

第三十三條 産後六週日ヲ經過セサル者ハ就業スルコトヲ得ス但シ四週間ヲ經過シ醫師ノ差支ナシト認めタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 工場内ニ於テハ唾痰ハ必ス備付ノ唾壺ニ爲スヘシ

第三十五條 家族、同居人ニ傳染病患者發生シタル場合ハ事務所ニ届出テ其ノ承認ヲ得ルニ在ラサレハ就業スルコトヲ得ス

第三十六條 工場衛生上又ハ本人ノ健康上害アリト認めル者ハ期間ヲ定メテ休業ヲ命ス

第三十七條 工場内ニ於テ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ直ニ事務所ニ申出テ醫師ノ診断治療ヲ受クヘシ

第九章 危害豫防

第三十八條 工場内ニ掲ケラレタル災害防止規則、安全規則ハ嚴格ニ之ヲ遵守スヘシ

第三十九條 工場内ニ於テハ業務外ノ火氣ヲ嚴禁ス

第四十條 奥煙ハ休憩時間中所定ノ場所ニ於テ爲スコトヲ要ス
災害發生ノ危険ヲ覺知シタルトキハ應急處置ヲ爲スト共ニ遲滞ナク係長其ノ他適當ノ者

ニ之ヲ報知スヘシ
第十 章 褒 賞

△第四十一條 賞與ヲ分チテ皆勤賞、精勤賞、勤続賞、特別賞トス
△第四十二條 一ヶ月皆勤シタル者ニハ皆勤賞トシテ賃銀一日分ヲ支給ス
一年間ニ缺勤五日以内ノ者ニハ左ノ區別ニ依リ精勤賞ヲ支給ス
遅刻、早退ハ三回ヲ以テ缺勤一日トシ無届缺勤ハ三倍トシテ計算ス

缺勤一日以内 賃銀十日分以上
二日以内 八日分以上
三日以内 六日分以上
四日以内 四日分以上
五日以内 三日分以上

△第四十三條 五年以上ノ勤続者ニハ左ノ區別ニ依リ勤続賞ヲ支給ス
勤続五年 賃銀十日分以上
十年 二十日分以上
十五年 三十五日分以上

二十年 五十日分以上
△第四十四條 左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ニハ詮衡ノ上適當ニ之ヲ賞與ス
一 作業ニ關スル機械器具ヲ發明改良シ材料若ハ消耗品節約ニ關スル方法ヲ案出シ其ノ他事業上有益ナルコトヲ申出テタル者
一 障害ヲ未然ニ防キ又ハ災害ヲ速ニ防止シタル者
一 變災ニ際シ人命ヲ救助シ其ノ他拔群ノ働ヲ爲シタル者
一 品行方正、技術優秀ニシテ業ノ模範タル者

第十一章 懲 戒

第四十五條 懲戒ハ譴責、減給、解雇ノ三種トシ反則者アルトキハ工場長、各課長ノ台議ニヨリテ之ヲ決ス

第四十六條 職工ハ本則ニ定ムル場合ノ外懲戒ヲ受タルコトナシ
懲戒ハ之ヲ併課スルコトナシ
第四十七條 減給ハ總額ニ於テ賃銀一日分一日ニ付賃銀ノ三分ノ一ヲ超ヘサルモノトス懲戒解雇ハ豫告期間ヲ設ケスシテ即時ニ解雇ス

第四十八條 左ノ場合ハ譴責ニ處ス

- 一 工場ノ諸規則ニ背キタルトキ
 - 二 職員上役ノ指揮ニ背キタルトキ
 - 三 第三十八條乃至第四十條ニ違反スルモ事輕微ナルカ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキ
 - 四 過失ニ依リ機械、器具、物品ヲ毀損亡失シ又ハ製作ヲ誤リタルトキ
- 第四十九條 左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ハ減額又ハ事情ニ依リ即時解雇ス
 減給ハ賃銀ヨリ之ヲ控除シ職工福利ノ爲ニ使用ス（共済組合ノ收入トス）
- 一 火氣ノ取扱ヲ粗漏ニシ又ハ狼リニ所定ノ場所以外ニ於テ焚火喫煙シタル者
 - 二 就業時間中横臥シ睡眠シ著シク懶惰ナル者
 - 三 私品ヲ製作シ又ハ製作セシメタル者
 - 四 工場内ニ於テ喧嘩口論ヲ爲シタル者
 - 五 賭博又ハ之ニ類スル行爲ヲ爲シタル者
 - 六 男女關係ニ付風紀ヲ紊ルノ行爲アリタル者（但シ其ノ事情ニ依リテハ贖責ニ止ム）
 - 七 素行修ラス又ハ不正ノ行爲ヲナシ或ハ工場ノ體面ヲ汚辱スル行爲ヲ爲シタル者
 - 八 雇人ノ際氏名經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒタル者
 - 九 工場内ノ秘密ヲ漏洩シタル者
 - 十 工場ノ物品ヲ窃ニ持出シ又ハ持出サントシタル者

- 十一 職員上役ニ暴行ヲ敢テシ又ハ不法ニ強迫ヲ加ヘタル者
- 十二 故意ニ工場ノ設備器具ヲ破壊シ其ノ他工場ニ損害ヲ加ヘタル者
- 十三 無届缺勤一ヶ月以上ニ及フ者

第十二章 解雇

- 第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二週間前ノ豫告ヲ以テ解雇シ又ハ二週間分ノ給料ヲ支給シ即時解雇ス
- 一 身體虛弱ニシテ作業ニ堪ヘスト認メタルトキ
 - 二 技能發達ノ見込ナシト認メタルトキ
 - 三 事業上ノ都合已ムヲ得サルトキ
- 第五十一條 職工辭職セントスルトキハ已ムヲ得サル事由アルトキノ外ニ二週間前ニ辭職ノ事由ヲ具シ係員ニ申出ツヘシ
- 第五十二條 職工疾病ニ罹リ又ハ事業上ノ都合ニ依リ解雇セラレタル場合ニ於テ歸郷セントスル者ニハ旅費ヲ支給ス
- 第五十三條 職工解雇ノ場合ニ於テ申出アルトキハ雇傭期間、業務ノ種類及賃銀ニ付キ雇傭證明書ヲ交付ス

就業規則 (乙例)

第一、事業始終ノ時刻

三月十六日ヨリ十月十五日迄ノ間
 午前 時ヨリ午後 時迄 時間
 十月十六日ヨリ翌年三月十五日迄ノ間
 午前 時ヨリ午後 時迄 時間

(注意)

- 一、機械生絲製造及紡績ノ業務ニ付テハ大正十二年八月末日迄ハ十二時間就業セシムルコトヲ得ルモ他ハ十一時間以内タルヲ要ス
- 二、交替ニ就業セシムル場合ハ左ノ通トスルコト

「全職工ヲ二組ニ分チ」

甲組ハ午前 時ヨリ午後 時迄 時間

乙組ハ午後 時ヨリ翌日午前 時迄 時間

トシ各組ハ毎週(日曜日)ニ於テ交替スルモノトス

三、夏季知事ノ許可ヲ受ケ就業時間ヲ延長スル場合ハ末項ニ左ノ通記入スルコト

「但シ夏季ハ知事ノ許可ヲ受ケ第二ノ通休憩時間ヲ延長シ午後 時迄就業セシムルコトアルヘシ」

第二、休憩時間

午前九時ヨリ 分、正午ヨリ 分、午後三時ヨリ 分

(注意)

- 一、職工ヲ交替ニ就業セシムル場合ニハ各組別ニ記載スルコト
- 二、夏季延長スル場合ハ左ノ通付記スルコト

第三、休日

毎日曜日(第一第三日曜日又ハ一日十五日)トシ其ノ他大祭祝日、年末年始、盆等ニハ適宜休業ス

(注意) 夜間作業ヲ爲ス場合ハ月四回ノ休日ヲ與フルコトヲ要ス

第四、賃銀支拂ノ方法及時期

一、賃銀ハ日給又ハ出来高給ノ二種トシ左ノ方法ニ依ルモノトス

イ、日給ハ最低額、錢トシ業務ノ種類、技能等ヲ斟酌シテ之ヲ定メ定時間ヲ以テ一日トシ計

算ス若シ定時間外ニ勤務シタルトキハ一時間ニ付日給ノ八分ノ一ノ割合ニ依リ加給ス

出来高給ノ場合ハ別ニ定ムル標準ニ依リ本人ノ働高ニ應シ支拂フ

出来高給ノ者ヲ臨時ニ他ノ仕事ニ従事セシメタル場合ハ最近十日間平均一日ノ實收額ニ應シ

支拂フ

二、工場ノ都合ニ依リ臨時ニ休業シタル場合ハ日額ノ(七割)ヲ支給ス

三、凡テ賃銀ハ...日迄ノ分ヲ其ノ月...日ニ支拂フ但シ法令ニ定メアル場
合ハ何時ニテモ支拂フモノトス

第五、食費其ノ他負擔ニ關スルコト...
食費其ノ他一切當工場ニ於テ賄ヒ職工ニ負擔セシムルコトナシ

(注意)

- 一、食費ヲ負擔セシムル場合ハ左ノ通記載スルコト
- 二、衣服費、俱樂部費、共済會費、修養會費等名稱ノ如何ヲ問ハス職工ニ負擔セシムル場合ハ詳細記述
スルコト

第六、制限ニ關スルコト...
左ノ各號ノ一ニ該當シタル場合ハ其ノ情狀ニ依リ譴責、減給(日給一日分以下)又ハ解雇スルコ
トアルヘシ

(各號ノ事項ハ甲例第四十八條第四十九條ヲ參酌適宜定ムルコト)

第七、解雇ニ關スルコト

- 一、工場ノ都合ニ依リ解雇セントスルトキハ第六ノ制裁ノ場合ノ外必ス二週間前ニ豫告スヘシ若
シ此ノ豫告ナキトキハ二週間分ノ賃銀ヲ支給ス

二、解雇手當ニ付テハ別ニ定メテ公示ス

三、職工疾病ニ罹リ又ハ工場ノ都合ニ依リ解雇セラレタル場合ニ於テ歸郷セントスル者ニハ旅費
ヲ支給ス

四、職工辭職セントスルトキハ已ムヲ得サル事由アルトキノ外必ス二週間前ニ申出ツヘシ

三、就業案内(例)

一、募集主ノ住所、氏名

縣 郡

町村大字

番地

何

某

(法人ノ場合ハ)

一、募集主ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

縣 郡

町村大字

番地

何々會社

何

某

二、應募者ノ就業場ノ名稱及所在地

縣 郡

町村大字

番地

何

工場

三、應募者ノ就業スヘキ事業ノ種類

(製絲、綿絲紡績、絹織物)

何

四、就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スルコト

仕事スル時間ハ毎日午前()時ヨリ午後()時迄(十一時間)テ此ノ内午前(九)時ヨリ

分(正午)ヨリ 分午後(三)時ヨリ 分間ノ休憩ガアリマシテ休日ハ月(二)回(第一、

第三日曜日)其他年末(三)日、年始(三)日、盆(二)日ト定テ居リマスカ此ノ外地方ノ慣習ヤ仕

事ノ都合テ臨時ニ休業スル場合モアリマス

(夜間作業ヲナス工場ハ以上ノ外組織、交替等ニ付記述スルコト)

五、賃金ニ關スルコト

初メテ就業サル、方ハ最初凡ソ何日間ハ(養成工)トシテ日給テ最低何錢以上テアリマスカ其ノ

後ハ(綿絲工、再練工)ハ働キ高ニ依リテ賃金ヲ定メ普通何錢位最モ少イ方テモ何錢ニハナリマ

ス又(男工、雜役等)ノ方ハ日給最低何錢以上テアリマス

而シテ右ノ賃金ハ毎月(二十)日ニ締切リマシテ月末ニ現金テ差上ケルコトニナツテ居リマス尤

モ澤山ノ金錢ヲ御本人ニ持タセテ置クノモ御五ニ爲ニナリマセヌカラ努メテ貯金ヲ獎メ之ハ縣

知事ノ認可ヲ受ケ年(七分)ノ利子ヲ付シ工場ヲ御預リスルコトニ致シテ居リマス

尙賃金計算方法ノ詳細ハ次ノ通りデアリマス

六、宿舍、食事ノ費用往復旅費等ノ負擔ニ關スルコト

當工場ニハ特別ノ寄宿舎カアリ電燈、寢具、入浴其他一切ノ設備ヲ整ヘ御不自由ノナイ様ニ常

ニ心掛テ居リマシテ料金ハ敷キマセン
食事モ努メテ養養ニ當シテ新鮮ノモノヲ差上ケ別ニ料金ハ敷キマセン但シ健康保険法ニ依リ傷
病手當金又ハ出産手當金ヲ受クル期間ハ此ノ限リテアリマセン

入場旅費ハ當工場ヲ負擔シマス歸郷旅費ハ契約期間内御本人ノ都合テ歸郷ノ場合ハ御本人持ト
致シテ居リマスカ其ノ場合ハ凡テ當工場ヲ差上ケマス

七、制裁ニ關スルコト
別ニ定メテ居リマセヌ
(又ハ)

作業上ノ規律ヲ守ラス風紀ヲ紊シ其ノ他不正ノ行ヲ爲シタル場合ハ訓戒シ其ノ情重キモノハ多
クノ方ノ爲ニナリマセヌカラ解雇スルコトモアリマス

八、雇傭期間及解雇ニ關スルコト
普通工女ハ(一)年間テアリマスカ(養成工女)ハ(三)年ト定メテ居リマス
一旦入場後ハ負傷疾病ノ爲作業ニ堪エナイ時又ハ前項制裁ノ爲ノ外ハ募集主ノ都合テ遷リニ解
雇スルコトハアリマセヌ

制裁ノ場合ノ外工場ノ都合テ解雇セントスルトキハ二週間前ニ豫告シマス、此ノ豫告ナキトキ
ハ二週間ノ賃金ヲ差上ケマス

御本人ノ都合テ解約退場セントナサルトキハ必ス二週間前ニ豫メ申出ヲ願ヒマス
九、負傷疾病又ハ死亡ノ場合扶助救済ニ關スルコト
入場セラル、方々ハ何レモ健康保険ノ被保險者トナラル、譯テアリマスカラ負傷疾病、分娩及
死亡ノアツタ場合ニハ健康保険法ノ規定ニ基キ次ノ如ク手當ヲ受ケラレルコトニナツテ居リマ
ス

(1) 疾病又ハ負傷ノ場合ニハ診察藥劑又ハ治療材料ノ支給看護其他療養ニ必要ナル手當並ニ其ノ
期間内傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ六割ニ相當スル金額ヲ受ケラレマス

(2) 分娩ノ場合ニハ分娩費トシテ貳拾圓出産手當金トシテ休業期間一日ニ付報酬日額ノ六割ニ當
ル金額ヲ受ケラレマス

(3) 死亡ノ場合ニハ埋葬料トシテ報酬日額ノ三十日分ニ當ル金額(三十圓ニ滿チサル場合ハ三十
圓)ヲ受ケラレマス

其ノ他健康保険法ニ依ル保險給付以外ニモ工場法ニ基キ別ニ定メタ官廳ニ届出アル扶助規則
ニヨリ相當ノ扶助カ得ラレマス

六、退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則

準則第一

退職積立金及退職手當規程

第一章 總 則

第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル退職積立金ノ積立、退職手當積立金ノ積立及退職手當ノ支給ハ本規程ニ依リ之ヲ爲ス

第二條 本規程ハ當會社（工場）（鑛山）ニ使用セラルル職工（鑛夫）ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者及日雇入レラルル者ヲ除外ス
前項但書ノ者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ適用ス

第二章 退職積立金

第三條 當會社ハ職工ノ毎月ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ毎月〇日ニ支拂ハルヘキ賃金ヨリ

控除シ職工（鑛夫）ノ名義ヲ以テ退職積立金トシテ毎年三月、六月、九月及十二月ニ取纏メ郵便局（〇〇銀行）ニ預入ル

通帳（證書）ハ當會社ニ於テ之ヲ保管ス

第四條 一月ノ勞働日數〇日以下ナルトキハ其ノ月ノ退職積立金ノ控除ヲ爲サス
災害其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキハ許可ヲ受ケ退職積立金ノ控除ヲ爲サス又ハ減額シテ控除スルコトアルヘシ

第五條 職工退職（解雇ヲ含ム）又ハ死亡シタルトキハ遲滞ナク通帳ヲ返還ス

第三章 退職手當

第六條 當會社ハ每事業年度末（六月末日及十二月末日）ニ於ケル職工其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額及其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ三以内ニ於テ認可ヲ得タル金額ヲ退職手當積立金トシテ郵便局（〇〇銀行）ニ預入ル

第七條 退職手當積立金ハ六月末日及十二月末日ニ於テ其ノ期間中ノ賃金ニ比例シテ職工別ニ計算ヲ明ニス

第八條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ左ノ各號ノ金額ヲ退職手當トシテ支給ス

一 第七條ノ規定ニ依リ其ノ職工ノ計算ニ屬スル金額

二 第六條ノ積立ノ最後ノ期間後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額

第九條 勤続三年未滿ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ

勤続三年以上(十年未滿)ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルヘシ

第十條 職工退職ヲ申出テタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ト看做サス

一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘサルトキ

二 當會社ノ定ムル就業規則(雇傭勞役規則)ニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

四 女工結婚スルトキ但シ退職後六月以内ニ結婚セサルトキヲ除ク(尙當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ場合ニ依リテハ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ)

五 其ノ他已ムラ得サル事由アルトキ

第十一條 職工勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第八條ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ

一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト

二 素行者シク不良ナルコト

三 戒告數回ニ及フモ仍出勤常ヲラサルコト

四 戒告數回ニ及ブル仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又ハ勤務ニ就カサルコト

五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

職工勤続三年以上十年未滿ニシテ前各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第八條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルヘシ

第十二條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第八條ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトアルヘシ

一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルモノナルコト

二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト明カルコト

三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト

四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト

五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ責任行爲アリタルトキ

第十三條 第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ依リテ支給スルコトヲ要セサル金額ヲ生シタルトキハ特別手當積立金トシテ之ヲ保留ス

第十四條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ退職手當トシテ第八條ノ金額ノ外特別手當積立金ノ存スル限度ニ於テ左ノ各號ノ一ニ據ル迄ノ金額(特別手當)ヲ加算シテ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第十一條第一項各號及第十三條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ之ヲ加算セザルコトアルヘシ

一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額

二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

特別手當ヲ受クヘキ者二人以上アル場合ニ於テ特別手當積立金カ前項各號ノ金額ヲ支給スルニ足ラサルトキハ其ノ支給ヲ受クヘキ者ノ前項各號ノ金額ニ按分シ特別手當ノ金額トス

第十五條 勤続期間ノ計算ハ職工備入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セララル者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス

第十六條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル順位ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス

附 則

本規定ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

準則第二

退職手當及準備積立金規程 (其ノ一)

第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル當會社(工場)(鑛山)ノ退職手當ハ本規程ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 本規程ハ當會社ニ使用セララル職工(鑛夫)ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セララル者及日日雇入ラルル者ヲ除外ス

前項但書ノ者六月ヲ超エテ引續キ使用セララルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ適用ス

第三條 本規程ニ於テ標準賃金トハ退職時ニ於テ健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬日額ヲ謂フ

前項ノ標準報酬日額カ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ従前ニ比シ著シク低額ナルトキハ従前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シ適當ナル額ヲ當會社ニ於テ定ム

第四條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ勤続一年ニ付標準賃金〇〇日分ニ相當スル退職手當ヲ支給ス

前項ノ退職手當ハ在職中功勞アリタル職工ニハ之ヲ増額スルコトアルヘシ

第五條 勤続三年未満ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトアルヘシ
勤続三年以上十年未満(六年未満)ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ

之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルヘシ

第六條 職工退職ヲ申出テタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ニ依ル退職ト看做ス

- 一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘサルトキ
- 二 當會社ノ定ムル就業規則（雇傭勞役規則）ニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ
- 三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ
- 四 女工結婚スルトキ但シ退職後六月以内ニ結婚セサルトキヲ除ク（尙當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ場合ニ依リテハ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ）

五 其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキ

第七條 職工勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ

- 一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト
- 二 素行著シク不良ナルコト
- 三 戒告數回ニ及フモ仍出動常ナラサルコト
- 四 戒告數回ニ及フモ仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又ハ勤務ニ就カサルコト

五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

職工勤続三年以上十年未滿ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルヘシ

第八條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ依リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ヲ支給セサルコトアルヘシ

- 一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルモノナルコト
- 二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト明ナルコト
- 三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト
- 四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ヒタルコト
- 五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ背信行爲アリタルコト

第九條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ左ノ特別手當ヲ加算シテ之ヲ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第七條第一項各號及第八條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ之ヲ加算セサルコトアルヘシ

- 一 勤続一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額
 - 二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額
- 第十條 勤続期間ノ計算ハ職工雇入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セララル

者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス
勤続期間一年未滿ノ端數ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス

第十一條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル所ニ依リ退職手當
ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス

第十二條 當會社ハ退職手當支給ニ充ツル爲準備積立金トシテ毎事業年度末（六月末日及十二月末
日）ニ於ケル職工ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ〇ニ相當スル金額ヲ郵便局（〇〇銀行）ニ預入ル
前項ノ準備積立金ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ運用スルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行前ノ職工ノ勤務ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ退職手當ヲ支給ス

準則第三

退職手當及準備積立金規程（其ノ二）

第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル當會社（工場）（鑛山）ノ退職手當ハ本規程ニ依リ之ヲ支給
ス

第二條 本規程ハ當會社ニ使用セラルル職工（鑛夫）ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使
用セラルル者及日雇入レラルル者ヲ除外ス

前項但書ノ者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ
適用ス

第三條 本規程ニ於テ標準賃金トハ退職時ニ於テ健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬日
額ヲ謂フ

前項ノ標準報酬日額カ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ従前ニ比シ著シク低額ナルトキハ從
前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シ適當ナル額ヲ當會社ニ於テ定ム

第四條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ別表第一號表ニ依リ退職手當ヲ支給ス但シ第五條又ハ第七
條乃至第九條ニ規定スル場合ハ其規定ニ依ル

第五條 職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ別表第二號表ニ依リ退職手當ヲ支給ス

第六條 職工退職ヲ申出テタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ニ依ル
退職ト看做サス

一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘサルトキ

二 當會社ノ定ムル就業規則（雇傭勞役規則）ニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

四 女工結婚スルトキ但シ退職後六月以内ニ結婚セサルトキヲ除ク（尙當會社ニ於テ必要アリト
認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ場合ニ依リテハ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ノ提出ヲ求ムルコ

トアルヘシ)

五 其他已ムヲ得サル事由アルトキ

第七條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ別表第三號表ニ依リ退職手當ヲ支給ス

一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト

二 素行著シク不良ナルコト

三 戒告數回ニ及ブモ仍出勤常ナラサルコト

四 戒告數回ニ及ブモ仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又ハ勤務ニ就カサルコト

五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

第八條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ退職手當ヲ支給セス

一 重要ナル経歴ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルモノナルコト

二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩ノストシタルコト明ナルコト

三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト

四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日ニ及ビタルコト

五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ背信行爲アリタルコト

第九條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ別表第四號表ニ依リ退職手當ヲ支給ス但シ禁

網以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第七條各號及前條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 職工在職中功勞アリタル場合又ハ同情スヘキ事由アリト認メタル場合ハ前六條ノ規定ニ拘ラス退職手當ヲ増額シ又ハ特ニ支給スルコトアルヘシ

第十一條 勤続期間ノ計算ハ職工備入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セララル者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス

第十二條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル所ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス

第十三條 當會社ハ退職手當支給ニ充ツル爲準備積立金トシテ毎事業年度末(六月末日及十二月末日)ニ於ケル職工ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ〇ニ相當スル金額ヲ郵便局(〇〇銀行)ニ預入ル前項ノ準備積立金ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ運用スルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行前ノ職工ノ勤務ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ退職手當ヲ支給ス

第一號表

勤続年数	支給日数	支一月當り
一年未満	一五	一・二五
同一年	三一	一・二五
同二年	四三	一・二五
同三年	四五	一・二五
同四年	六〇	一・二五
同五年	七五	一・二五
同六年	九〇	一・二五
同七年	一〇五	一・二五
同八年	一二三	一・二五
同九年	一四一	一・二五
同十年	一五九	一・二五
同十一年	一七七	一・二五
同十二年	一九五	一・二五
同十三年	二一三	一・二五
同十四年	二三一	一・二五
勤続年数	支給日数 <td>支一月當り</td>	支一月當り
滿十五年	二五五	二・〇〇
同十六年	二七九	二・〇〇
同十七年	三〇三	二・〇〇
同十八年	三二七	二・〇〇
同十九年	三五一	二・〇〇
同二十年	三七五	二・〇〇
同二十一年	三九九	二・〇〇
同二十二年	四二三	二・〇〇
同二十三年	四四七	二・〇〇
同二十四年	四七一	二・〇〇
同二十五年	四九五	二・〇〇
同二十六年	五一九	二・〇〇
同二十七年	五四三	二・〇〇
同二十八年	五六七	二・〇〇
同二十九年	五九一	二・〇〇

第二號表

勤続年数	支給日数	支一月當り
一年未満		
同一年		
同二年	二二・五	
同三年	三〇・〇	
同四年	三七・五	
同五年	四五・〇	〇・六二五
同六年	五二・五	〇・六二五
同七年	一二三・〇	〇・六二五
同八年	一四一・〇	〇・六二五
同九年	一五九・〇	〇・六二五
同十年	一七七・〇	〇・六二五
同十一年	一九五・〇	〇・六二五
同十二年	二一三・〇	〇・六二五
同十三年	二三一・〇	〇・六二五
同十四年	二四九・〇	〇・六二五
勤続年数	支給日数 <td>支一月當り</td>	支一月當り
滿十五年	二五五・〇	二・〇〇
同十六年	二七九・〇	二・〇〇
同十七年	三〇三・〇	二・〇〇
同十八年	三二七・〇	二・〇〇
同十九年	三五一・〇	二・〇〇
同二十年	三七五・〇	二・〇〇
同二十一年	三九九・〇	二・〇〇
同二十二年	四二三・〇	二・〇〇
同二十三年	四四七・〇	二・〇〇
同二十四年	四七一・〇	二・〇〇
同二十五年	四九五・〇	二・〇〇
同二十六年	五一九・〇	二・〇〇
同二十七年	五四三・〇	二・〇〇
同二十八年	五六七・〇	二・〇〇
同二十九年	五九一・〇	二・〇〇

第三號表

同 十 五 年	同 十 四 年	同 十 三 年	同 十 二 年	同 十 一 年	同 十 年	同 九 年	同 八 年	同 七 年	同 六 年	同 五 年	同 四 年	同 三 年	同 二 年	同 一 年	一 年 未 滿	勤 続 年 数
二 二 五 〇	二 一 〇 〇	一 九 五 〇	一 八 〇 〇	一 六 五 〇	一 五 〇 〇	六 七 五	六 〇 〇	五 二 五	四 五 〇	三 七 五	三 〇 〇	二 二 五				支 給 日 数
														〇・六二五	支 給 日 数	
														一・二二五	支 給 日 数	
同 二 十 九 年	同 二 十 八 年	同 二 十 七 年	同 二 十 六 年	同 二 十 五 年	同 二 十 四 年	同 二 十 三 年	同 二 十 二 年	同 二 十 一 年	同 二 十 年	同 十 九 年	同 十 八 年	同 十 七 年	同 十 六 年	滿 十 六 年	勤 続 年 数	
五 三 一 〇	五 〇 七 〇	四 八 三 〇	四 五 九 〇	四 三 五 〇	四 一 一 〇	三 八 七 〇	三 六 三 〇	三 三 九 〇	三 一 五 〇	二 九 七 〇	二 七 九 〇	二 六 一 〇	二 四 三 〇		支 給 日 数	
														一・五〇	支 給 日 数	
														二・〇〇	支 給 日 数	

第四號表

同 十 四 年	同 十 三 年	同 十 二 年	同 十 一 年	同 十 年	同 九 年	同 八 年	同 七 年	同 六 年	同 五 年	同 四 年	同 三 年	同 二 年	滿 一 年	一 年 未 滿	勤 続 年 数
二 六 六	二 四 八	二 三 〇	二 一 二	一 九 四	一 七 六	一 五 八	一 四 〇	一 二 五	一 一 〇	九 五	八 〇	五 〇	三 五		支 給 日 数
														一・二二五	支 給 日 数
														一・五〇	支 給 日 数
同 二 十 九 年	同 二 十 八 年	同 二 十 七 年	同 二 十 六 年	同 二 十 五 年	同 二 十 四 年	同 二 十 三 年	同 二 十 二 年	同 二 十 一 年	同 二 十 年	同 十 九 年	同 十 八 年	同 十 七 年	同 十 六 年	滿 十 五 年	勤 続 年 数
六 二 六	六 〇 二	五 七 八	五 五 四	五 三 〇	四 八 二	四 五 八	四 三 四	四 一 〇	三 八 六	三 六 二	三 三 八	三 一 四	二 九 〇		支 給 日 数
														二・〇〇	支 給 日 数
														二・〇〇	支 給 日 数

退職手當及準備積立金規程 (其ノ三)

(法第三十條及法第四十二條ノ許可ヲ受ケ本法施行前ノ事務ト本
法施行後ノ事務ニ對シ同一規程ニ依リ退職手當ヲ支給スル場合)

第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル當會社(工場)(鑛山)ノ退職手當ハ本規程ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 本規程ハ當會社ニ使用セラルル職工(傭夫)ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者及日日雇入レラルル者ヲ除外ス

前項但書ノ者六月ヲ超エテ續引キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ適用ス

第三條 本規程ニ於テ標準賃金トハ退職時ニ於テ健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬日額ヲ謂フ

前項ノ標準報酬日額カ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ從前ニ比シ著シク低額ナルトキハ從前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シ適當ナル額ヲ當會社ニ於テ定ム

第四條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ勤続一年ニ付標準賃金〇〇日分ニ相當スル退職手當ヲ支給ス

前項ノ退職手當ハ在職中功勞アリタル職工ニハ之ヲ増額スルコトアルヘシ

第五條 勤続三年未滿ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトアルヘシ

勤続三年以上十年未滿(七年未滿)ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルヘシ

第六條 職工退職ヲ申出テタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ニ依リ退職ト看做サス

- 一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘサルトキ
- 二 當會社ノ定ムル就業規則(雇傭勞使規則)ニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ
- 三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ
- 四 女工結婚スルトキ但退職後六月以内ニ結婚セサルトキヲ除ク(當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ場合ニ依リテハ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ)

第七條 職工勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトアルヘシ

- 一 工場ノ風紀ヲ著シク紊シタルコト
 - 二 素行著シク不良ナルコト
 - 三 戒告數回ニ及フモ仍出勤常ナラサルコト
 - 四 戒告數回ニ及フモ仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又ハ勤務ニ就カサルコト
 - 五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト
- 職工勤続三年以上十年未満ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルヘシ

第八條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ヲ支給セサルコトアルヘシ

- 一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルモノナルコト
- 二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト明ナルコト
- 三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト
- 四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ヒタルコト
- 五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ背信行爲アリタルコト

第九條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ左ノ特別手當ヲ加算シテ之ヲ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第七條第一項各號及前條各號ノ一ニ該當スル事由ニ

因リ解雇セラレタルトキハ之ヲ加算セサルコトアルヘシ

- 一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額
 - 二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額
- 第十條 勤続期間ノ計算ハ職工傭入ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- 第十一條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル所ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス
- 第十二條 當會社ハ退職手當支給ニ充ツル爲準備積立金トシテ每事業年度末（六月末日及十二月末日）ニ於ケル職工ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ〇（法第三十條ノ準備積立金百分ノ〇、法第四十條ノ準備積立金百分ノ〇ニ相當スル金額ヲ郵便局（〇〇銀行）ニ預入ル）
- 前項ノ準備積立金ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ運用スルコトアルヘシ

- 一、工場危害豫防及衛生規則ニ依ル願届
- 二、工場附屬寄宿舎規則ニ依ル願届
- 三、勞務者募集規則ニ依ル願届
- 四、工場取締規則ニ依ル願届
- 五、原動機取締規則ニ依ル願届

二二、諸申請様式

三、諸申請様式

一、工場危害豫防及衛生規則ニ依ル願届

○通路ノ幅員縮少許可申請

工場所在地 工場名

工業主(又ハ管理人) 氏

名

一、事業ノ種類

二、据付機械ノ名稱種類及作業工程

三、作業場ノ平面圖別紙ノ通り(機械ノ配置及機械間又ハ機械ト他ノ設備トノ距離ヲ表示スルコト)

四、通路ノ幅員ヲ二尺六寸ト爲スコト能ハサル事由

右工場危害豫防及衛生規則第十七條ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

年 月 日

右

氏

名

●

知事宛

(注意) 所轄警察署經由ノコト(工場危害豫防及衛生規則第十七條同施行細則第二條參照)

○出口ヲ一個ト爲ス儀ニ付申請

工場所在地 工場名

工業主(又ハ管理人) 氏

名

一、事業ノ種類

二、作業場ノ構造調書及平面圖別紙ノ通り

三、作業場附近ノ略圖別紙ノ通り(附近ノ他ノ建設物トノ距離ヲ表示ノコト)

四、出口ヲ二以上設ケル必要ナキ事由又ハ設ケルコト能ハサル事由

五、規則施行前既ニ設ケタル建物ニ在リテハ其ノ建築年月日

右工場危害豫防及衛生規則第二十三條第三項ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

年 月 日

氏

名

知事宛

(注意) 所轄警察署經由ノコト(工場危害豫防及衛生規則第二十三條第三項同施行細則第三條參照)

○階段ヲ一個ト爲ス儀ニ付申請

工場所在地 工場名

工業主(又ハ管理人) 氏

名

一、事業ノ種類

二、地階 男名 女名

二階 男名 女名

三階 男名 女名

三、作業場ノ構造調書及平面圖別紙ノ通り

四、作業場附近ノ略圖(附近ノ他ノ建物トノ距離ヲ表示スルコト)別紙ノ通り

五、階段ヲ二以上設ケル必要ナキ事由又ハ設ケルコト能ハサル事由

六、規則施行前既ニ設ケタル建物ニ在リテハ其ノ建築年月日

右工場危害豫防及衛生規則第二十三條第三項ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

年 月 日

氏

名

知事宛

(注意) 所轄警察署經由ノコト(工場危害豫防及衛生規則第二十三條第三項同施行細則第四條參照)

○階段ノ構造ニ關スル許可申請

工場所在地 工場名

工業主(又ハ管理人) 氏

名

一、事業ノ種類

二、地階 男名 女名

二階 男名 女名

三階 男名 女名

三、階段ノ構造圖面(規則第二十三條第三項各號ニ反スル部分ヲ表示スルコト)別紙ノ通り

四、規則第二十三條第三項別記ノ構造ニ依ル必要ナキ事由又ハ依ルコト能ハサル事由

五、規則施行前既ニ設ケタル階段ニ在リテハ其ノ設置年月日

右工場危害豫防衛生規則第二十三條第三項ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

知事宛 年 月 日

氏

名

(注意) 所轄警察署經由ノコト(工場危害豫防及衛生規則第二十三條同施行細則第五條参照)

二、工場附屬寄宿舍規則ニ依ル願届

○寄宿舍ヲ別建物ト爲ササル儀ニ付申請

工場所在地 工場名

工業主(又ハ管理人) 氏

名

一、事業ノ種類

二、男女別收容人員

三、規則第二條ニ列記シタル作業ノ種類

四、敷地内建物ノ配置圖別紙ノ通り

(作業場及寢室等明示ノコト)

五、除害豫防又ハ避難設備ノ詳細

右事由ニ依リ作業場ト寄宿舍トヲ同一建物内ニ設置致シ度當工場附屬寄宿舍規則第二條ニ依リ此段

及申請候也

知事宛 年 月 日

氏

名

(注意) 所轄警察署經由ノコト(寄宿舎規則第二條及同細則第二條參照)

○階段ヲ一個ト爲ス儀ニ付申請

工場所在地 工場名 工業主(又ハ管理人) 氏 名

- 一、事業ノ種類
- 二、階上階下ニ於ケル男女別收容人員
- 三、建物ノ平面略圖別紙ノ通り
- 四、階段及避難斜面其ノ他避難設備ノ所在明示ノコト
- (階段及避難斜面其ノ他避難設備ノ構造 別紙ノ通り)
- 右ノ通り避難斜面(避難設備)ヲ設ケ階段ヲ一個ト致度工場附屬寄宿舎規則第三條ノ二ニ依リ及申請候也

知 事 宛 年 月 日 氏 名

(注意) 所轄警察署經由ノコト(寄宿舎規則第三條ノ二及同施行細則第四條參照)

○既設階段ニ關スル許可申請

工場所在地 工場名 工業主(又ハ管理人) 氏 名

- 一、事業ノ種類
- 二、階上階下ニ於ケル男女別收容人員
- 三、寄宿舎ノ新築年月日
- 四、許可ヲ受ケントスル事項ノ詳細 圖面別紙ノ通り
- (増改築ヲ爲シタルモノハ其ノ年月日ヲ併セ記入スルコト)
- 右工場附屬寄宿舎規則第三條ニ依リ此段及申請候也

知 事 宛 年 月 日 氏 名

(注意) 所轄警察署經由ノコト(寄宿舎規則第三條ノ二及同細則第五條參照)

○天井高ニ關スル許可申請

工業所在地 工場名 工業主(又ハ管理人) 氏 名

- 一、事業ノ種類
 - 二、出願ノ事由
 - 三、許可ヲ受ケムトスル室ノ位置構造略圖 別紙ノ通り
(寢室、病室、食堂ノ別ヲ明ニスルコト)
 - 四、寄宿舍ノ新築年月日
(増改築ヲ爲シタルモノハ其ノ年月日ヲ併セ記入スルコト)
- 右事由ニ依リ天井高ヲ七尺以上ト爲スコト能ハス候ニ付工場附屬寄宿舍規則第五條ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

知事宛
 年 月 日
 氏 名 〇

(注意) 所轄警察署經由ノコト(寄宿舍規則第五條細則第六條参照)

○寄宿舍ノ定員外收容ニ關スル許可申請

- 工場所在地 工場名
- 工業主(又ハ管理人) 氏 名

一、事業ノ種類

- 二、許可ヲ受ケントスル各室ノ面積及男女別收容人員
 - 三、臨時必要ナル事由及其ノ期間(定員内及定員外收容セントスル總人員ヲ記入スルコト)
- 右工場附屬寄宿舍規則第九條ニ依リ御許可相成度此段及申請候也
- 年 月 日
 氏 名 〇

知事宛
 (注意) 所轄警察署經由ノコト(寄宿舍規則第九條及細則第八條参照)

○間仕切省略ニ關スル許可申請

- 工場所在地 工場名
 - 工業主(又ハ管理人) 氏 名
- 一、事業ノ種類
 - 二、許可ヲ受ケントスル室ノ略圖 別紙ノ通り
 - 三、同室ノ面積及男女收容人員
 - 四、間仕切ヲ爲スニ不適當ナル事由
- 右事由ニ依リ間仕切省略方御許可相成度工場附屬寄宿舍規則第十條ニ依リ此段及申請候也
- 年 月 日
 氏 名 〇

知事宛

(注意) 所轄警察署經由ノコト(寄宿舎規則第十條及細則第九條參照)

○寄宿舎交代收容ニ關スル許可申請

工場所在地 工場名

工業主(又ハ管理人) 氏

名

一、事業ノ種類

二、使用職工數(通勤寄宿舎男女別及十六歳未滿ノ男工數明記ノコト)

三、許可ヲ受ケントスル各寢室ノ面積、男女工收容人員

(組別及交替ノ方法)

右ノ通り同一寢室ニ交代ニ收容仕リ度候ニ付工場附屬寄宿舎規則第十一條ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

年 月 日

知事宛

氏

名

(注意) 所轄警察署經由ノコト(寄宿舎規則第十一條及細則第十條參照)

三、勞務者募集規則ニ依ル願届

○募集著手届

一、募集従事者ノ住所氏名

二、募集従事中ノ居所及事務所ヲ設ケタルトキハ其所在地

三、當該警察署管内ニ於ケル募集従事期間

四、當該警察署管内ニ於ケル募集豫定人員男女別

五、應募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地及集合日時

右勞務者募集規則第九條ニ依リ就業案内(雇傭契約書案)其ノ他ノ文書相添へ及御届候也

年 月 日

警察署長宛

氏

名

(注意) 届出事項及添付書類ニ變更アリタルトキハ遅滞ナク届出ヲ爲スコト

○出發届

一、應募者ノ住所氏名年齢

二、出發ヨリ就業場到着迄ノ旅行豫定
 何月何日某地自動車又ハ徒歩ニテ出發、何月何日何時何停車場ヨリ乗車、何月何日何時何停車場
 著直チニ就業場タル何々工場ニ至ル
 右勞務者募集規則第十四條ニ依リ及御届候也

警察署長宛

氏

名

(注意) 届出事項變更ノ場合ハ遅滞ナク届出ノコト

○宿泊届

一、宿泊所

二、應募者ノ男女別人員

三、宿泊所到着又出發ノ日時

右勞務者募集規則第十五條ニ依リ及御届候也

年 月 日

氏

名

警察署長宛

署受附印

(用紙美濃)

四、工場取締規則ニ依ル願届

工場新設願

工業主 ノ主業工	住 所	工場設置地		工場名	使用職工數	原料ノ種類、 工程ノ概要、 製品ノ種類及 種類	敷地面積	建築面積 (合計)	床面積 (合計)	工業主法人ナルトキハ 其ノ事務所所在地、 稱、代表者ノ氏名、 年月日記入ノコト	事業ノ種類	通 勤	寄 宿	建築物ノ構造	用途種別	各階床面積 一階 二階 三階
	生 年 月 日	氏 名	男 男									女 女	男 名			

本署受附印

許可印

○工場譲受借受使用届

右工場ハ從來

度候條此段及御届候也

ノ所有ニテ

工場設置地

工場名

工場ヲ經營致シ居リ候處今回

ニ於テ使用仕リ

(讓渡人、貸主)

(讓受人、借主)

氏 氏

名 名
① ②

年 月 日

知 事 宛

(注意) 所轄警察署經由ノコト(工場取締規則第八條参照)

○工場相續届

工場設置地

工場名

工場經營致シ居リ候處

月 日死亡(隱居)ニ依リ相續人

右者從來

ニ於テ相續シ就業時間扶助規則其他一切ヲ從前ノ通り經營仕リ候條此段及御届候也

年 月 日

右

相續人 氏

名 ①

知 事 宛

(注意) 所轄警察署經由ノコト(工場取締規則第八條参照)

五、原動機取締規則ニ依ル願届

○原動機設置願

一、原籍
 住所
 縣府 縣府
 郡市 郡市
 村町 村町
 番地 番地
 番地 番地
 設置者 氏
 年 月 日生 名

二、原動機設置場所

埼玉縣 郡市 村町 番地

移動式ニ在リテハ使用豫定地

三、原動機使用ノ目的

何々業 何々用

四、原動機及主要機械ノ種類個數

油機關何臺、瓦斯機關何臺等
 仰筒何臺、何々精米機、脱穀機何臺等

五、落成豫定期日

許可ノ日ヨリ何日間

右原動機設置致度候ニ付キ原動機取締規則第二條ニ依リ左記書類相添此段相願候也

昭和 年 月 日

事業主 氏

名 印

知事宛 記

- 一、事業場敷地内建設地ノ配置圖及敷地周圍ノ平面圖
- 一、原動機構造圖書
- 一、原動機基礎据付構造仕様書又ハ基礎据付圖
- 一、原動機室ノ仕様書及平面圖、断面圖、正面圖

○原動機構造圖書 (記載例)

一、蒸汽機關 例一

- イ 種類個數、不凝結單筒橫型一台
 - ロ 汽筒ノ寸法 二一五耗
 - ハ 衝程ノ寸法 二五〇耗
 - ニ 一分間ノ回轉數 一四〇回
 - ホ 馬力數 一〇
 - ヘ 速度調整機 發條調速機
 - ト 凝結器ノ種類 ナシ
 - チ 製作所名及製作年月日
- 昭和何年何月何日何縣何市何町何々鐵工場製作

例二

- イ 種類個數、凝結複式堅型一臺
- ロ 汽筒ノ寸法、高壓汽筒二三〇耗、低壓汽筒三八〇耗
- ハ 衝程ノ寸法 四五五耗
- ニ 一分間ノ回轉數 一二〇回
- ホ 馬力數 六〇
- ヘ 速度調整機 軸裝調速機

ト 凝結器ノ種類 觸面若ハ噴水凝結器

チ 製作所名製作年月日及履歴

昭和何年何月何縣何市何町何々製作所製作、昭和十何年十何月マテ何縣何市何町何々工場ニ於テ使用セルモノナリ

注意 二個以上ノ汽筒ヲ設置シアル場合ハ檢査證第何號汽筒ヨリ蒸汽供給ヲ受ク等蒸汽供給汽

罐ヲ明示スルコト

一、油機關 例一

- イ 種類個數 超ディーゼル小型石油機關一台
- ロ 汽筒ノ寸法 九五耗
- ハ 衝程ノ寸法 一七五耗
- ニ 一分間ノ回轉數 五〇〇回
- ホ 馬力數 三
- ヘ 速度調整機 スロットリング調速機
- ト 點火裝置ノ種類 自點火式
- チ 排氣ノ方法内徑三八耗鐵管ヨリ皿形靜音器ヲ通シ地表上何米ニテ排出ス
- リ 油槽氣筒冷却ノ構造裝置

機關上部ニ石油槽ヲ備ヘ運轉開始スレハ適量ヲ滴下ス途ニニ辨ヲ裝置シ量ヲ調節シ運轉休止ノ際ハ之ヲ閉鎖ス通路ハ外徑六耗ノ銅管ヲ用フ
 機體ニ鑄出セル水槽ヲ有ス
 又 油一時間ノ消費量 石油四合
 ル 製作所名、製作年月
 昭和何年何月何日何縣何市何町何々鐵工所製作

例二

- イ 種類個數 重油堅型一臺
- ロ 氣筒數 三
- ハ 氣筒寸法 二八〇耗
- ニ 衝程ノ寸法 四五〇耗
- ホ 一分間回轉數 三〇〇回
- ヘ 馬力數 一五〇
- ト 速度調整機 數條調整機
- チ 點火裝置 自點火式
- リ 排氣ノ方法 內徑一二五耗ノ鑄鐵管ヨリ幅六〇〇耗長一八五〇耗深キ一三〇〇耗鑄筋混凝土

- 造消音器ニ導キ更ニ內徑一二五耗鑄鐵管ヲ地表上六四〇〇耗ノ高サニ垂直ニ立テ排氣ス
 - 又 油槽冷却ノ構造裝置屋外ニ鐵筋混凝土造油槽ヲ設ケ一〇〇立方米ノ重油ヲ貯藏ス、屋外ニア
 ル四米ノ塔上ニ設ケル何立方米入木製水槽ヨリ冷水ヲ供給シ氣筒ヲ冷却ス
 - ル 油一時間消費量 一七耗
 - ヲ 製作年月、製作所名及履歷
 大正十三年獨逸モートルレンファツク會社製作所製品
 - ワ 壓縮空氣槽 直徑四五〇耗、高一五〇〇耗、壓力二五氣壓、使用材料軟鋼板厚一〇耗、鉄接
 合部鉄徑二五耗、累接復列心距六五耗、安全辨發條式口徑二五耗
- 一、瓦斯機關 例一
- イ 種類個數 渡邊式吸入瓦斯機關一臺
 - ロ 氣筒寸法 一二五耗
 - ハ 衝程寸法 三九五耗
 - ニ 一分間ノ回轉數 一二二〇回
 - ホ 馬力數 一二
 - ヘ 速度調整機 ロービー調整機
 - ト 點火裝置ノ種類 低壓電氣着火

チ 排氣ノ方法 内徑六二耗鐵管ヨリ鑄造消音器(高二八〇耗内徑二八〇耗)ヲ通過シ地上四米ノ處ニテ排氣ス

リ 瓦斯發生器 吸入瓦斯發生器直徑五七〇耗高二米

ヌ 洗滌器 直徑五二〇耗高二・二米

ル 瓦斯溜 直徑三八〇耗高三八〇耗

ヲ 冷却構造装置 高一米ノ石積臺ニ設ケタル直徑一米高二米ノ木製水槽ニヨル

ワ 製作年月、製作所名及履歴

昭和何年何月何縣何市何町何々鐵工所製作、昭和何年何月迄何縣何市何町何番地何某使用ス

○原動機基礎据付構造仕様書(記載例)

寸法記入ノ基礎据付圖ヲ以テ本仕様書ニ代フルコトヲ得

一、蒸汽機關

地形ハ長サ一・五米巾〇・六米深〇・六米根切ヲナシ 松丸太末口九〇耗長二米ヲ心々何米何本打込ミ 底部〇・三米厚ニ割栗石ヲ打込ミ十分突堅メ其ノ上ニ直徑一九耗長〇・六米ボールド四本立テボールド間ニセメント一砂三砂利六割合ノコンクリートヲ以テ充填シ地面ニ至ラシム而シテ其ノ上長一・二米巾〇・五米厚〇・三米コンクリートニテ築キ上ケ先ニコンクリート中ニ挿入シタルボールドニテ

機關ヲ取附ケ二重ナットヲ以テ締付ク

二、油瓦斯機關

本機ハ簡易ニ移動シ隨時使用シ得ル目的ニ依リ製作セラレアルカ故ニ震動音響微弱ニシテ水槽及石油槽ト同體ニシテ五寸角木枠ニボールド四本ニテ取附ケ地中ニ末口四寸長サ五尺ノ栗丸大ヲ地中四尺打込ミ前記石油機關臺木枠ニボールドニテ締附クルモノトス

○原動機竣功届

昭和何年何月何日工發第何々號ヲ以テ設置御許可相成候原動機今般落成(出願事項ノ内一部落成ノ場合ハ落成部ヲ明記スルコト) 致候條使用御認可相成度此段及御願候也

年 月 日

事業場所在地 工場名

設置者 氏

名 印

知 事 宛

○原動機承繼届

一、設置地地名番號

一、被承繼者住所氏名

- 一、承繼者住所氏名生年月日
 - 一、原動機ノ種類個數
- 右原動機承繼致候間連署ヲ以テ此段及御届候也

年 月 日

被承繼者 氏
承繼者 氏

名 名
印 印

知 事 宛

○原動機取扱主任者 選任届

- 一、設置地地名番號
 - 一、設置者氏名
 - 一、事業ノ種類並使用目的
 - 一、原動機ノ種類
 - 一、原動機設置許可 年 月 日 工發第 號
 - 一、取扱主任者氏名
 - 一、變更ノ場合ハ前取扱主任者ノ氏名、解任年月日
- 右ノ通發動機取扱主任者 選任 變更 致度履歷書相添へ此段及御届候也

年 月 日

知 事 宛

右 氏

名 印

山太一

昭和十四年九月五日印刷
昭和十四年九月十日發行

昭和十四年度版

定價金壹圓五拾錢

訂改
集規法係關場工

編輯者

埼玉縣工業懇話會
山太一

印刷人

埼玉縣浦和市二、一九一
山本 暨 太郎

印刷所

埼玉縣浦和市二、一九一
山本印刷所

發行所

埼玉縣工業懇話會

埼玉縣警察部工場課內
電話浦和三三〇一
振替口座東京七五一〇二番

396
143

兩山太一

